

# 平成27年第1回波佐見町議会定例会会議録

平成27年第1回波佐見町議会定例会（第2日目）は、平成27年3月4日日本町役場議場に召集された。

## 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

## 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

## 3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清書 記 山下研一

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	朝長義之	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	山口浩一	建設課長	吉田耕治
水道課長	澤田義満	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	内田稔	総務課行政担当係長	林田孝行

5. 議事日程は次のとおりである。

日程第1	議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第23号	波佐見町温泉供給条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第1号	平成27年度波佐見町一般会計予算
日程第4	議案第2号	平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
日程第5	議案第3号	平成27年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第4号	平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
日程第7	議案第5号	平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算
日程第8	議案第6号	平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計予算
日程第9	議案第7号	平成27年度波佐見町上水道事業会計予算
日程第10	議案第8号	平成27年度波佐見町工業用水道事業会計予算

---

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。ただいまから平成27年第1回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 議案第19号

○議長（川田保則君）

日程第1. 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第19号について説明をいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしまして、人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与等について所要の改正を行うものであります。

次ページをお願いいたします。

まず、条例の改正の内容に入ります前に、今回の条例に関しましては、昨年8月に出されました人事院の勧告に基づくものでございますので、勧告の内容について一部説明をさせていただきます。

12月の条例改正の中でも説明をいたしたと若干重複しますが、御了解をお願いします。まず、人事院勧告の内容は、大きく二つの項目がありまして、12月に改定をいたしました民間の賃金との格差の是正、これは平成26年4月1日に遡って適用するというものでございまして、既に改正は終わっております。

二つ目の大きな項目といたしまして、給与制度の総合的見直しというものが行われておりまして、この部分については、平成27年4月1日から適用されるというものでございます。その内容は、民間賃金の低い地域において格差があることを踏まえ、官民給与の実情を適切に反映させることが大きな目的でございます。

中身につきましては、俸給表の見直し、平均で2%の引き下げ、それから全体の給料額を引き下げて、地域間で格差があるところについては、地域手当で調整をし、地域間の格差を制度に反映させたというようなところでございます。

それでは、内容について説明をいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。手元に資料を提出いたしております。①番の目的から⑤番の実施時期等につきまして、改正された項目が条項に反映をされておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

まず、第4条第7項を次のように改める。7、55歳を超える職員は、前項の規定にかかわらず昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、町長が別に定めるところにより昇給をさせることができるということで、55歳を超える職員については原則昇給しない。これまでは2号の昇給がございましたけれども、4月1日以降は昇給しないということになります。これが、概要でいきます③番の55歳を超える職員の原則昇給停止でございます。

続きまして、中段、第18条第2項を同条第3項とし、同条第1項中、年末年始の休日等の次に、次項において週休日等を加え、同条第2項を次のように改める。そして、その下に、2項と、それからその下に3項がございますが、ここの部分につきましては、管理職員特別勤務手当の改正の条項でございます。

概要の中にありますとおり、管理職員特別勤務手当の改正につきましては、これまで週休日、休日等に勤務した場合、これは臨時とか緊急の必要により勤務した場合でございますが、管理職員特別勤務手当6,000円を、これを1万2,000円に改定するものでございます。

それから2項目は、これは新規の項目でございます、追加された項目でございます、災害への対処と緊急、臨時の必要により、週休日、祝日等に限定した手当を、平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲で支給ということが追加されております。これは、これまでの管理職員特別勤務手当は、週休日と祝日等に限られておりましたけれども、平日の深夜0時から5時までの間に勤務をした場合については、6,000円を超えない範囲で支給をするという項目が追加をされております。これはいわゆる災害等々、いわゆる緊急、臨時の事項に対応する事項が増えてきているという現状を踏まえたものでございます。それが条文でいいます2と3の項目でございます。

それから、2ページの一番下の行でございます。第22条第2項中100分の82.5を、100分の75に改める。この部分は、勤勉手当の項目でございます。概要には記載をいたしておりませんが、限度額の規定を改正するものでございます。12月に0.15月分の増額の改定をいたしましたが、今回のこの82.5と75は、改正をしますけれども、実額の増は、実質の増はありません。いわゆる6月に、0.675と0.825に、12月に引き上げておりますけれども、これを27年度以降は、0.75と0.75に率を調整をしたという項目でございます。なぜ82.5を75に改めるかといいますと、ここの条文そのものが、限度額の規定の項目でございます。82.5を超えないという表現になっておりますので、これを100分の75を超えないという文章に改めるものでございます。

次ページをお願いいたします。

附則第8項、当分の間を平成30年3月30日までの間に改める。この部分は、附則に規定をされております中で、55歳以上で6級以上の職にある職員は、給料の1.5%を削減するという規定でございまして、これまでは当分の間ということで、期限は切られておりませんでしたので、ずっと1.5%がマイナスになっておりましたけれども、今回の人事院勧告で、現給

保障の3年間という時限が設定をされましたので、それに合わせまして、この1.5%の減額の措置も、平成30年の3月31日までをもって終了するという項目でございます。

続いて、附則第11号中100分の1.2375を100分の1.125に、100分の82.5を100分の75に改めるという項目でございますが、これは勤勉手当の項目でございます。勤勉手当の算出におきまして、特定職員、先ほど申し上げました55歳以上で6級の職にある人間、職員は、1.5%の減額をされますけれども、勤勉手当にありましても同じく1.5%の削減をしますよという項目で、前に出てきました82.5を75、100分の82.5を、100分の75に改めるという項目にあわせまして、附則の11項中の内容を改定するものでございます。

附則。施行期日。この条例は、平成27年4月1日から施行します。

それから、2項目としまして、給料の切り替えに伴う経過措置でございます。切り替え日の前日から云々書いておりますけれども、この項目が、概要でいいます⑤番の実施時期等についての項目でございます。激変緩和のための経過措置が設けられておりまして、3年間は現給保障をします。3年後は、全て新しい給料表に切り替えますよという項目でございます。

それから、別表第3条関係を次のように改めるということで、新しい給料表をここに記載をいたしておりますが、今回のこの給料表の改定につきましては、0%、要するに改定がないところからマイナス4%までの幅が設けられております。特に若年層であります1級、それから2級の12号給までは改定はあっておりません。0%です。2級13号給以上の部分について、平均2%、低いほうは、率は低うございますけれども、一番多いところではマイナス4%までの減額措置がされております。

以上が今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

一部改正のところに書いております、55歳を超える職員の原則昇給停止についてなんですが、これは町長にちょっと考え方を聞きたいんですが、別紙の2ページには、町長が特別に定めるところにより昇給させることができるとあります。本町においては、基本的には原則55歳を超える人はもう昇給をさせないのか、あるいは非常に優秀なので、やはりちょっとこ

の人は上げなきゃいけないという考え方なのか、まずその考え方を町長にお伺いしたいと思います。

また、管理職特別勤務手当についてなんですが、この改正によって、今までとどれぐらい違うのかというのを試算されているのかどうか。どれぐらいの回数があったのかとかというのを、当たられているかどうかですね。その辺がもしわかりましたら教えていただきたいと思います。この改正によって、どの程度の変化が生ずるかということですね。あるいは回数、その辺がわかれば教えてください。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

このような規則でありますので、原則はしないということです。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

管理職員特別勤務手当の支給実績でございますけれども、本町の場合でいけば、これまでは災害等があった場合についても、支給はいたしておりません。支給実績は、26年度で1回だけでございます。いわゆる選挙事務は、管理職員も土曜日、日曜日、そういったところで勤務をします。特に勤務時間が長くなっておりますので、選挙事務のときだけは管理職員特別勤務手当を支給した実績がございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

55歳の6級ということで、職種によって違うんでしょうけど、一般の事務関係ですね、どこ、何号ぐらいに当たるんでしょうか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

質問の趣旨がよくわからないところがありますけれども、職員の級の格付等につきまして

は、予算書の末尾のほうにありますけれども、標準職務分類表というのがございまして、それなりの主事あるいは主査、係長、参事補、課長等に格付をされた段階で、その級に格付をされていくという制度になっております。

○議長（川田保則君）

ほかに。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

平成27年度の当初予算書を見ていただければわかりますけれども、170ページでございます。級別職務分類表というのがありまして、1級は主事補、主事、技師補、技師、書記補、書記。2級に、主事、技師。（「どこにあるんですか」と呼ぶ者あり）170ページでございます。そこに1級から7級までの職務の名称が記載をされておりますので、ここで格付をしていくということになっております。

○議長（川田保則君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

職員の給料、実態は我々もようつかめていないところがあるんですが、実は3年間の猶予ですから、今ここにおらっしゃる課長さんたちは、余り影響のないところかなと思うんですが。一番懸念するのは、僕たちの、今の50から55ぐらいの人が一番、年齢的には、構成的には少ない、今の職員さんの中で非常に1人とか年間2人とかというところになると思うんですが、そうすると、必然と上が少ないですから、そういう激務に耐えなければならないという時期が三、四年、少ない人数で来ると思うんですが、そういうときに、これを適用した場合に、ひよっとしたら職務に合わないような給与体系になりやせんかなという。実際のところの計算をしてみらんとようわからんとですけど。

ですから、必要があれば町長が認めるというところは、やっぱり大事なところかなと思うんですが、実際これを適用して、どのくらい、今もらっている人と、例えばその年齢の方が管理職になったときにどのくらいの差があるのかなというところは、概略で結構ですから、教えていただければと思いますが。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

一概に年齢でだけでいけないし、やはり客観的にこう見た場合に、体力的な面でそういう制限をしているのかなという矛盾は感じております。はっきり言えば、55歳以上がもっともっと知的能力はあるんじゃないかって、経験と知恵はですね。だから、非常にもっと使い道があると思うんですけども、こういう決まったことについては、矛盾は感じつつですね。やっぱりそれも一概に年齢って言えないですね。個人的な能力、やる気、気合い、そういうことは、年齢に関係なく違うんだなという、いろいろな捉え方があるなという思いはいたしております。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ちょっと時間をいただきましたけれども、いわゆる3年間の経過措置の影響額の部分でございますけれども、6級在職者で3年間の経過措置がなくて、そのまま新しい給料表に移行すれば、減額が約8,000円程度になります。ただし3年の経過措置後にしますと、その差が3,000円ぐらいに圧縮をされます。

それから、いわゆる年齢階層の職員の数等も含めての御発言でしたけれども、現在のところであれば、今後退職をされ、想定をする職員の数、それからその後に上がってくる職員の数からいうと、年齢構成的に少ない部分が、後に控えている人間が少なくなりますので、若い段階で管理職になったりする可能性が非常に高いと思います。そうなりますと、見合った給料なのかということかと思っておりますけれども、公務員の給料体系そのものは、そういった形も含めまして昇格の制度とか、そういったものがありますので、課長になったときには応分の昇格もありますから、そういった部分については幾分配慮はされている構造になっていると思います。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開の時間は追ってお知らせいたします。

午前10時22分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第23号

○議長（川田保則君）

日程第2. 議案第23号 波佐見町温泉供給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

議案第23号について御説明を申し上げます。

波佐見町温泉供給条例の一部を改正する条例。

波佐見町温泉供給条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由。波佐見温泉水の有効利用を促進し、観光資源として近隣施設との競争力を強化するために本条例を改正するものでございます。

別紙をごらんください。

波佐見町温泉供給条例の一部を改正する条例。

第14条の表、普通供給の項、料金の欄中、80円を70円に、60円を40円に改める。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

補足説明でございますが、開業いたしております波佐見温泉湯治楼につきましては、年間10万人の利用客で、顕著な推移を見せているところでございますが、昨日も申し上げましたとおり、経営環境は消費税のアップあるいは人件費アップ、燃料費等の高騰などにより大変厳しい状況であるという報告を受けております。

加えて近隣施設、特に川棚町、しおさいの湯におきましては、料金500円という設定の中で、消費税アップにもかかわらず料金設定はそのままでございますが、温泉水の使用料については、公設ということで使用料の支払いは行われておりません。

一方、本町においては、それぞれの施設が、この供給条例に基づいて使用料を支払っているところでございます。そういった観点に立ちますと、まず経営のスタート地点が異なるところでございます。

本町としましては、温泉施設を一つの観光施設と、重大施設、重要な施設と位置づけておりますので、その環境、経営基盤を強化するために、競争力を強化するためには、こういった支援が必要ではなかろうかというところで御提案を申し上げるところでございます。

なお、この当初の料金設定に関しましては、当初の料金設定では、1日260トンの使用量を見込んだところで、その分に見合う経費から算定されたようでもございました。ところが実態としましては、現状は167トン、1日。大体年間6万トンで、当初計画の約3分の2というふうな状況になっております。

加えて、毎年本町が負担しております経常経費、用途施設の電気料あるいは維持管理費、消耗品等、そういった毎年の負担額は、年間360万が今後見込まれております。

一方、温泉の使用料に関しましては、現行のままで申しますと、平成26年度見込みで申し上げますと、450万か60万、これに加えて入湯税を加えますと、670万ぐらいから80万の収入になっております。

こういった経常経費を差し引きますと、差し引き300万から、280万から300万ぐらい年間剰余が出ておりますので、こういった分につきまして値引きをいたしまして、経営の安定化、競争力の強化を図るために支援をしようとして御提案を申し上げるものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

太田議員。

**○8番（太田一彦君）**

きのうの説明というのがあったわけですが、それまでは議会においても、挨拶等々、町長の挨拶等々においても、堅調に推移していたという報告を受けていたと思います。町長の口からですね、そういうふうには順調であると、好調であるということを受けていたわけですが、じゃあ、いつぐらいからそういうふうな状態、悪いという状態があったのか、もう一度経過説明をしていただきたいのと。

土日祝日等は、かなり多くのお客様が入っていらっしゃるとお聞きしています。満員で入れなかったという方もいらっしゃいます。もう一つ、この今現在の温泉施設の規模がマックスで大体どれぐらいの人がまだ入れるのかですね。規模自体がもうそこが限界なのかどうか、その辺はどう捉えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

経営につきましては、決算状況を見ますと確かに赤字といたしますか、状況の報告がなされておりますが、これは当初から初期投資をされておりますので、いきなり黒字ということはないかと思えます。

ただし、先ほど申し上げましたように、当初思いもしなかった消費税のアップ、あるいは燃料費の高騰、これらはかなりの経営圧迫要因になっておると。あわせて本町がある程度の見込みを立てておりました、先ほど申し上げましたように、1日の使用料から算定した料金といたしますか、それが若干高めであったと。そういうことから毎年剰余が出ておったわけですので、その分を還元といたしますか、調整しながら料金を低減したいということで捉えているところがございます。

それから、マックスどれぐらいの利用が可能なのかと。これは私たちの推測の域を出ませんが、確かに土日につきましては、たくさんのお客様で、もうこれ以上入れないような状況でございますが、平日に関しましては、まだ幾分余裕がございますので、その辺の平日の利用促進というのが今後の課題なのかなという感じがいたします。

ただし、今後、ホテルとの利用ですね、連携がありますので、その辺のお客様が、今、毎

日二、三十人の方が御利用になっているというふうな報告もいただいておりますので、幾らかそこら辺の緩和はできてきているのかなという感じはいたしているところでございます。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

もう一つ、きのうの説明の中で、11月ぐらいからこう悪くなったという話が出たと思います。これは数字的にはどうなのか、つかんでいらっしゃったら教えていただきたいなと思います。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

きのう、11月頃からお客さんがちょっと減ってきたというようなことを申し上げました。今、こういう資料を持っていないんですけども、ただし、毎日の入湯税の客と、それからポートピアの売り上げ、そういったものと、毎月調べておるんですけども、きのう言いましたように、11月頃からどっちも減ってきたということ。この状況は、それぞれ原因があるかと思えますけども、たまたま一緒になったのかですね。それはよくわかりませんが。

湯治楼に関しては、去年、おとしだったですかね、改造をされて、あれは何かいいうかね。（「サウナですか」と呼ぶ者あり）サウナを設置されてから、二、三割は増えてきたということで、それがずっと増えてきまして、去年は、はっきりした数字は申し上げられませんが、11万人、12万人がちょっと切れるぐらいのお客さんだったろうというふうに思います。それがずっと続いてきておったんですけども、11月頃からちょっと減ってきたということで、それになれて減ったのかどうかわかりませんが、その減った原因はよくわかりませんが、数字も、ここには持ち合わせておりませんが、実際減ってきているということで。その後はずっと減り続けているんじゃなくて、ぼとんと落ちてから、割と平均的に数字は出ているということでもあります。1月の入湯客を見れば、やはり土日あたりが500人以上の数字があるということですね。平日になればちょっと落ちてくると。それも極端に言えば、200人程度とか、あるいは150人程度とか、そういう数字も出ておりました。

以上です。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

要するに例えば11月から悪くなったから、例えば今回の請願というか、要望が出てきたとなるとですよ、これからも、これをとりあえず条例改正いたしまして、後にですよ、また悪くなったら、こういうふうにしてくださいという場合に、これほど早い対処をしていくのかどうかですね。11月からですよ、今まだ何カ月間ですよ。企業というのは1年間とか見ないと、実際の数字がどういうふうになるのかというのは、よくわからないと私は思うんですけど。

この、ちょっとといえば一夜漬け的な条例改正の中で、実際もうこのままやっていると、ちょっと大変なことになるということで、今回こういうふうに条例改正をするということになれば、また、じゃあ次の消費税がアップしたときには同じようなことになりそうですよということになって、また違う形でやっていくのか。その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

この湯治楼からの申請といいますかね、請願といいますかね、そういう陳情があったのは、お客が極端に減ったということではない、極端に減っていないわけですからね。11月頃ちょっと減ったというぐらいで、その原因じゃないというふうに思っております。言うように、3%の問題と、10%ですか、8から10になったんですね。それと、原油の高騰ですね、そういったものに起因すると。ですから、決算あたりを見ても、先ほど課長も申しますように、赤字は出ておるわけですよ。そういったことでの申請であるということでもありますので、お客が減った増えたというの、それは企業努力でやってもらいたいというようなことで思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

この温泉施設が重要な施設とは十分に認識をしております。継続していかなければならないということも認識はしております。でも、同僚議員も申しましたように、やはり経営の面ですね。今おっしゃった燃料費にしろ、消費税にしろ、厳しい状況は町内の各事業所とも全

く一緒でございます。

上水をたくさん使う業者に尋ねてみたんですけど、この前ですよ、ずっと以前の問題ですけど、とにかく水代が苦しいって。でも、町に水道水を下げてくれなんて思いつきもしなかったようですよ。そのあたりのことも考えて、やはりお客が増えれば、事業の成果も上がるんでしょから、町はこういうふうな直接的な支援をするのではなく、温泉水の値段を下げるとかいう、そういうふうなことをするのではなくて、お客をあそこに増やすための施策、PR活動、そういうのをもっと頑張っていこうとおっしゃれば、それは町も私たちも、もちろん頑張れると思いますけど、この直接的な支援は、町民の理解は到底得られないと考えます。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

直接的な支援とおっしゃいますけども、直接的な支援だと私は感じておりません。といいますのは、ここに限らず、多くの水量を使う施設がございますけども、そこにも当然反映はするわけですし、今まで、本来当初の価格を設定する際は、当面の維持管理費が捻出できるようところで単価を設定するというで設けられたはずですけども、その中である程度の調和、剰余といいますか、差益が出ておると。

先ほど申しましたように、年間の町の維持管理費、これは電気料は毎年上がりまして、今、平成27年度、約200万ぐらいかかろうかと思っております。それに施設管理維持費、当然あそこは温泉シートをつけまして管理をする必要がございますので、あの管理費が約160万、いろいろ消耗品も要りますので、160万ぐらいかかろうというふうな見込みを立てております。年間360万でございます。

現行の温泉水の利用量が460万ほど見込まれます。これにあわせて、温泉客に賦課しております入湯税、これらの収入が220万ほど見込まれておりますので、670万か680万ぐらいの収入でございます。

そうしますと、これは入湯税は本来ほかの目的でございますけども、この入湯税そのものも泉源の管理、温泉等の施設管理費には当然充当するという目的でしておりますので、そこまで考えてみますと、トータルで360万ぐらいの町は差益が出ておると。逆にこの分を経営安定のために反映させてあげるというのは、町としては一つの支援策だと思いますし、これ

は逆にそのままであれば、入場料、入湯料が引き上げになれば、町民の方にはね返ってくるわけですよね。あるいは利用者の方の負担となってくると。経営を安定させるために上げるとなればですね。今精いっぱい努力はされております。そういったことをまず皆さんが、議員の皆さんも、湯治楼さんにお尋ねになられて、どの程度の努力をされているのか、1回お聞きしていただければいいかなというふうな判断をしますけれども。そういった中で精いっぱい努力はされております。

きのう、ちょっと説明をしてくれということでございましたけども、果たして人間はどれくらい雇っておれるのかということ、まず支配人、それからマネジャーが一人ですね。それから、お風呂を焚いたり衛生管理をする人の人間、あるいはフロントの受付、そういった方を時間単位のパートで雇われて、12人雇われているそうです。ですから、かなりの経費がかかって、薄利多売の仕事になさっておると。そういった面で、一企業への支援というふうな捉え方じゃなくて、一つの温泉施設、観光資源への町の支援ということで捉えていただければ、皆さんの御理解がいただけるのかなと。そういった努力を、私たちもある程度把握をしておるつもりでございますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑ありませんか。

松尾議員。

**○9番（松尾道代君）**

この条例改正があったときに、施設側はおよそ100万円のあれが出るんですね。そしたら、町長としては、この100万円をもっと別の方向に使って、条例改正はせずにそのままにしておいてですね。そして、この100万円を、支援するということで、PR支援、これでお客をあと2割でも3割でも呼び込むぞというふうな支援策、それをすると、もっと施設に対しての効果は上がると考えますし、町民に対するPRも、理由もはっきりこれはすると思うんです。どっちがいいということは一概には言えないとは思いますが、そういうことのほうが、私は町民の理解と、それから温泉施設へのより強力なバックアップになると考えます。

今ずっと施設に継続支援をしているのは、温泉の利用券、これを65歳以上の方に配付していますよね。それは継続支援に当たるものだと思いますし。

課長の先ほどの答弁の中で、温泉水を最初決めるときには、もっと多く使う予定だったということですけど、これは逆の結果だと思います。もっと多く使うということで、維持管理費

を除いた金額を出しているんですよ。それで実際は3分の2から半分近い値段にしていますので、町の実入りというのは減っているはずですよ。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

企業努力はされていらっしゃるし、ある面では外部要因ですね、先ほど話がありましたように。一つは3%、それから燃料費の高騰というようなこと、そしてまた近辺との、近隣の温泉施設との競争というようなことで、非常に泉質がよくてですね、そして評価、はっきり言えば、すぐ上げられる状態であればいいわけですね。それだけ経費が上がって。ところが、上げるとなってくると、お客さんは減ってくるでしょうと。

これ、入浴券にしても、いろいろなことにしても、施設にばかり応援をしている、支援をしているんじゃないかと、お客さんのために、例えば健康増進のためにやっている、それが主眼でありますので。そういうことと、例えば今回このような形でブリスヴィラさんが入ってくるというのは、この温泉の利用が、タイアップというのが一番大きな目玉じゃないかなというふうに思っております。そうすると、我々、中身を知らんわけですけども、そういう中での提携をして、そしてある面ではサービスをして、誘客を図ると。ブリスヴィラさんがお客を図る、その目玉として、割安でやりますよというようなことは当然あるだろうというふうに思っております。

そういうふうなことで、利用客のためにというような、そういう思いを持って、一つはこのような形の中で、そしてある面では、言うように年間の我々の維持管理費と、そして入湯税、そういうふうな形の勘案をすれば、その範囲の中であれば、今のうちにさらに次の手を打っていただくような形のものになればいいなというような思いをいたしております。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

先ほど私が申し上げましたのは、260トン使う際の電気料とか、そういった場合の経費をもとにして料金を算定されておることですから、当然揚水量が減って、吸い上げる量が減ってくれば、電気料あたりも減ってきますので、その部分が減ってきた。

それから、先ほど御意見の中には、そういった算定の中である程度割り引いたところで料



金を設定したということでございますけれども、実態としまして、先ほど申しましたように、経費より収入のほうが上回っているところがございますので、当時の算定のほうが恐らく、推計しておりますので、実態としてはこのような剰余が出てきておるから、ある程度そこら辺の維持費に見合うの分の料金に改定しようということでございます。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

私は、この管理条例に関して、別にやぶさかではないでしょうけど、ただ一番問題は、今課長もるる申し上げられましたけど、職員の例えば給与とかとおっしゃったでしょうけど、燃料とか消費税、他社の施設の関係は相対的にあるでしょうけど、ただ温泉に入っただくと、一番の理念は、外部から温泉に入っただくと、その人たちが本当に喜ぶかと、そこでお客さんが来ると思っております。今まで見通しが甘かったとは言いません。しかし、その理念を経営者、またその従業員の皆さん、そこら辺ががっちり今の状況を勘案して、将来的にですよ、よそもそういう企業がいっぱいあるんですよ。

ですので、私は、今回は今回であれでしょうけど、次とかですね。そういうことも懸念されますので、もうやっぱり民間は民間でおって、おっしゃる以上は、そこらあたりもぜひ、人がどういうふうに来ればいいのか、またこの状況をどうすればいいのか。言いましたけど、全く違う業種、また温泉施設の業種、また飲食の業種、もうテレビで新聞でネットで見ていただければ、いろいろなところで反省をし、必死に頑張っって、また回復したところもあります。しかし、怠慢でですね、そうじゃなかったところもあります。

私たちは、税金をつぎ込むとなれば、それ相応の、額は多かれ少なかれ、私たちはそれ相応の気持ちで賛成、反対しますので、やはりまず経営者のそういう前向きな考えを、実際、町ももう1回確かめられて、今後こういうものが町の町民に理解されることも、重ねて御説明いただけるように、今後検討していただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

これは当然、この経営者の方は一生懸命努力をされております。削るところは削って、やっておられるわけです。血の出るような、そういう経営努力をされておるわけでございます。

きのう申しましたように、約7・3の割合で、7割が外からということで、3割は町内ということですね。だから、もっともっと町内の皆さんにも入っていただく。こういう、もちろん経営者の皆さん、経営者の方にも、その宣伝をしていただくということはもちろんですけれども、町民もこの温泉がなくなったときには、何とかしてもう1回温泉を復活してくれんかと、そういう声があちこちから出てきておったわけですね。それをこういうような形で、温泉が復活をして、よそから10万人近くの人たちがお入りになってきておるわけでありますので、ここは、先ほども申しますように、民間の企業ではこれはもちろんあるわけですが、大きな観光資源の一つということで、我々としてもできる限りのことはやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

年間の維持費ぐらいは、出てきているわけですので、先ほど申しますように、今現状では、四百四、五十万と、220万ぐらいの収入が町にあっているわけですので、その分の幾分かは還元してやるべきだろうというふうに思って、今回の提案というふうになったわけですので、どうかその点については御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

私は、例えば経営の努力をなさっていないとは言いません。ただ、現状はこうですから、じゃあ、今度は違う努力をしないとですね。同じような努力をしても、また同じような要因は出ますので、やはり今度温泉のプロとして、よその地区に負けないような、温泉のプロとして、やはりそこを育てていくというふうな私たちの気持ちを持たんと、つついすね、じゃあ、これを、じゃあ、あれをとなったら、やはりもうそこでうちはやめるんだと、そこまで、ぎりぎりの限界まで、やはり思っておられるかもしれませんけど。

もう本当に、温泉に入って楽しかったという顔を見れば、私たちも頑張ろうという。よその復活したところもありますので、ぜひお金の云々もでしょうけど、やはりお客さんに本当に喜んでもらうと、そういうことを持つておかんと、なかなか私は無理と思います。ぜひ、お答え、結構でしょうけど、そういうこともお考えになって、進んでいただきたいと思えます。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

確かに今おっしゃったとおり、お越しになるお客様から喜んでもらうのが一番と。そのためには、やはり今の入湯料といたしますか、施設の利用料を引き上げるのは非常に厳しいという判断のもとで、要望といたしますか、要請がなされたところでございます。

そういったところも含めまして、今回の料金改定ということでございますので、料金が上がれば、それだけ利用者あるいは町民の方が不利益をこうむるわけでございますので、その点を避けるためにも、こういった支援をしたいということでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに。

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

私も、やっぱり温泉、これはやっぱり残していかなばならんと思います。やっぱり波佐見町の観光において、本当起点になるところじゃないかなと、核となるところじゃないかなと思っております。

しかし、今回、まずこの短い期間、11月ぐらいから売り上げがちょっと悪くなったということでおっしゃいましたが、この短い期間でのこの条例改正というのがどうなのかという点と。それと、赤字も年々少なくなっているということでお聞きしました。まずこの今の温泉に入られる数と、経費で算定された場合に、何年後ぐらいに黒字になるかというのも考えていらっしゃるのかと。それとも今回これをしなきゃ、絶対経営自体が行き詰まるというところまで行っているのか、そこあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

確かに赤字幅というのは、幾分解消はしておりますが、今年度はただし消費税アップの部分がまだ反映しておりませんし、決算も出ておりませんので、どれぐらいになるかは、こちらでも把握はしておりません。

また、何年後に黒字化するのかと、そういったところの経営に立ち入ったところまでは私たちは把握はしておりませんが、先ほど11月から客数が減ったから、その要望がされたと、そういうあれじゃございませんで、ただ、今までの入湯者の経緯をたまたま、きのう、副

町長が申し上げたまででございまして、この料金の設定に関しましては、以前から少し高いので下げただけでないかという相談は、もう2年ほど前からあっております、口頭ではです。その中で、しかし努力をやってくださいということで、こちらをお願いしてきた経緯もございまして。

企業とされましても、やはり今回の消費税アップ、先ほど申し上げたもろもろの要因の中で、やはり自助努力もかなり厳しいところまで来ておるので、そろそろ料金の改定についてお願いをしたいということで、要望に来られたところございまして、たまたまその時期が、お客様の減少とその要望を出された時期が重なったというだけでございまして、唐突に町として、減少に合わせて料金を下げたということは、誤解がないようにしていただきたいというふうに思います。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑ありませんか。

古川議員。

**○4番（古川千秋君）**

今回の条例改正は、先ほどの課長の説明の中で、当初の設定価格が非常に高かったんじゃないかというふうなことで説明がありました。外部的な要因も重なったの話だと思いますが、当初の経営計画の中で、1日当たり260トンの湯の供給量で計算された価格設定であったと。それが現状は、約60%程度の160から170トンあたりの日当たりの供給量になっているわけなんですけども、そういうふうな観点からいけば、適正価格というのが、今回条例改正された価格になるんだというふうなことでありました。

非常に外部的要因にしましても、私たちが一番懸念しているのは、あと1年ちょっとしますと、また消費税が2%上がります。それと重油関係を今使われておることですけれども、重油が非常に需要量が少ないというふうなことから、課長から、前、説明がありましたように、価格が上がってきていると、重油がですね。それで、やはり重油の需要が小さいというふうなことから、そういう状況のようです。

そういうふうなことで、今後も非常に厳しいことがやはり予想をされますので、この福祉のほうから出されています、にこにこ長寿入場券も、24年度は、1万6,240発行されて、4,800人、約30%ぐらいの利用率なんです。25年度になりますと、これが半額券から、2枚に減りましたけれども、全額600円で無料券になりました。そうしますと、43.2%の利用

率になって、13.6ポイント上がっておるわけですよ、利用率が。そうしますと、先ほど課長が申されますように、土曜日曜はほぼ満杯の状態ということであれば、平日の利用をどういうふうにして促進するかというのと、やはり私たちは全体的に見れば、観光施設として欠かせない施設でもありますし、町民の健康を維持していくためにも、この温泉施設というのは大事になるわけでございます、そういうふうな面でも、平日にできるだけ町民の方々が利用していただけるような仕組みを、この商工振興だけじゃなくて福祉面を含めて、ひとついい知恵を出していただいて、極端に言えば、町のほうでも送迎バスを出すぐらいの、そのぐらいに本当に援助してでも、平日の利用率を高めていけるような何か仕組みを今後検討していただきたいなという感じがいたしますので、そういう考え方を何かをお持ちであれば、お教えいただきたいと思います。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

にここに長寿利用券ですが、この利用促進を図るために、湯治楼さんでは、マイクロバスを導入されて、各老人クラブに周知をされまして、定期運行をされとった経緯がございます。ただし、ほとんど利用がなかったということで、今は定期運行をやめていらっしゃいます。そういった町民の実態、利用実態もあるということでございますので、これを町がさらに運行するというのは厳しいかなという考えはいたしております。

ただし、先ほど申されたように、そういった町民の平日利用の促進に関しましては、いろいろな対策をとれば、例えば土日の利用はお控えくださいとか、利用券の制限を設けるかとか、いろいろございましょうけれども、そういった方法もあろうかと思いますし、ほかの福祉施策での対策も考慮する点はあろうかというふうには判断します。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

**○1番（百武辰美君）**

温泉ができてから、かなり経営者も年が近いということで、見てまいりました。現状を見ると本当に厳しいのは厳しいとは思いますが。温泉施設一つですし、施設もそう大きくないと。これから波佐見町も、温泉を利用してまちづくりをやるなら、やっぱりここが一つの過渡期

なのかなという感じはしますよね。だから、本来ならば、企業に利益を出していただいて、施設を大きくしていただいて、利用者を多くするというふうな方向に持っていきたいんですが、なかなかできないというところもあるでしょう。

というところで、今現状を見ますと、今の、今回の条例はこれでやぶさかではないんですが、今後ですね、もっとその何と申しますか、直接支援できなければですよ、例えば川棚がやっているように、現物支給と言ったらおかしいんですが、水道料もほとんど無料にしてというふうなことも考えられるし、温泉を利用した温泉地区の振興ということも含めれば、もう少し支援の仕方を考えていく時かなというふうなことは考えます。

総じて言いますと、やっぱり理想を言えば、今の施設がもう少し大きくなって、周りにも少し利用が増えるのが、町としても我々町民としてもうれしいことでしょうから、今回はこれとして、もう少し抜本的なあり方も考える時期じゃないかと思いますが。将来に向けてのお考えがもしあらればですよ、お聞かせをいただきたいんですが。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

今ここでそういった案は持ち合わせておりませんが、あくまでも私案と申しますか、申しますと、川棚町が指定管理者制度をとっております。これは泉源を、そのまま川棚町観光協会に指定管理者として任せて、収入は全て観光協会が取って、当然温泉水の使用料は発生しませんが、そういった使用の中で施設の管理を行うと。ただし、基本的な施設の改修については、泉源は町が持っておりますので、川棚町が負担するというふうな運営の仕方一つの方法ではなかろうかというふうに考えますが。

川棚町の場合は、ただ一施設だけ、違うか、くじゃく荘もございすけども、本町の場合、ほかの民間への供給もしておりますので、そこら辺の調整も発生しますので、必ずしもできないわけではないと思いますが、そこら辺の検討材料としては、そういったものもあろうかというふうに判断はしております。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○9番（松尾道代君）

議長。

○議長（川田保則君）

反対ですか、賛成ですか。

○9番（松尾道代君）

反対です。

○議長（川田保則君）

まず原案に反対者の発言を許します。

○9番（松尾道代君）

反対討論を行います。温泉施設は、まちの重要な施設とは十分認識しております。継続していかなければいけないとも認識しております。

そこで今回の条例改正ですが、温泉のお客は年々増加し、平成22年の9万人から今は11万人くらいで順調と、町長からもいつも聞いております。

しかし、毎年の決算は赤字で厳しいとのことですが、創業からまだ五、六年、建設費等の返済も当然であり、また消費税への対応、人件費、重油の高騰など、その理由は他の職種でも同じことであります。

町は、これまで温泉の掘削から泉源の管理、志折泉源の整備から、炭酸泉の導入のときの助成、無料入浴券の発行も6年目になるなど、支援は十分に行っていると思います。

先月は待望のホテルもオープンし、ホテル側は温泉を引かずに、温泉施設に行くように調整されており、仮にホテルのお客がおよそ年間1万5,000人前後と思いますので、それくらいの方が増えると、割引料金としても数百万円の売り上げとなるでしょう。町民から見ると、追い風が吹いていると、うらやましく思われているようです。

この条例改正では、およそ100万円の温泉水の引き下げになりますが、ことし、ホテルのお客1万5,000人前後の方が増えることを見据え、料金引き下げは必要ないのではないか、その時期ではないのではないかとも思います。今、町内の、特に中小規模の事業者は、黙々と働き、町に甘えることなく必死に頑張っています。

今後、温泉の利用客がより増え、まちの活性化につながるようにとのこと、温泉のPR

事業をより活発にしてほしいとの要望には、町としても頑張れると考えますが、この今回の温泉水料金引き下げの条例改正には、町民の理解が得にくいのではないかと、得られないのではないかと考え、反対いたします。

○議長（川田保則君）

次に、賛成者の発言を許します。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

私は、賛成の立場から討論いたします。

なぜならば、この温泉施設のこの利用については、波佐見町元来、今年が観光立町元年といことで、活性化を担っております。この温泉施設は、波佐見町の泉源活用の過程から、活用をしていただく事業が大いに頑張ってもらいたいことだと思っております。

いろいろ意見が出ておりますが、この温泉施設といいますと、近隣市町にもいろいろな優秀な温泉施設もあります。これに負けないためにも、波佐見町の温泉の施設が良質ですばらしいお湯でもあります、そのことについて、この利用をして、波佐見町の観光の拠点として、また一つの健康の源として、活用することではないだろうかと思えます。

今後につきましては、やはり企業者の営業努力もさることながら、今後の本当の波佐見の中心である温泉施設がますます繁栄することが、波佐見の発展につながると思えます。

この件につきましては、私、今後の企業の発展を願って、賛成の討論といたしたいと思えます。

○議長（川田保則君）

次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号 波佐見町温泉供給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手多数であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



しばらく休憩します。再開は午後1時からです。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第1号

○議長（川田保則君）

日程第3. 議案第1号 平成27年度波佐見町一般会計予算を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

議案第1号 平成27年度波佐見町一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成27年度波佐見町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算についてですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億5,200万円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為についてですが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものでございます。

第3条、地方債についてですが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものでございます。

第4条、一時借入金についてです。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定めるものでございます。

平成27年度の予算につきましては、56億5,200万円でございます。前年度の53億8,700万円と比較しますと、2億6,500万円の増となっております。

めくっていただいて、7ページをお願いしたいと思います。

債務負担行為でございます。7ページから11ページまでにわたりまして、債務負担行為を記載しております。事務機器やシステムリース料等となっておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

次に、12ページをお願いいたします。

第3表、地方債について記載をしております。県営土地改良事業負担金270万円からずつと下のほうに行きまして、公共施設災害復旧事業40万円までについては、それぞれの事業の財源としております。臨時財政対策債の1億9,000万円を合わせますと、下にあります4億9,180万円ということで計上しております。前年度は3億2,420万円を計上しておりましたので、1億6,760万円の増額、率にしますと51.7%の増というふうになっております。起債の方法等につきましては、ごらんのとおりでございます。

15ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、町税についてでございます。町民税個人につきましては、滞納繰越分も含めまして4億2,200万円で、前年と比較しますと490万円の増額、1.2%の増となっております。均等割につきましては2,420万円、所得割は3億9,540万円となっております。

2目の法人につきましては、滞納繰越を含めて6,440万円で20万円の減額、率にしまして0.3%の減となっております。均等割につきましては30万円の増額で2,800万円ですね。それから、法人税割につきましては、企業の動向等を考慮いたしまして、50万円の減額といたしております。

町民税全体で見ますと、下の計にありますように、470万円の増額、本年度予算額を4億8,640万円というふうにしております。

次のページをお願いいたします。

固定資産税でございます。本年度予算額は6億790万円となっております。前年度と比較して、4,710万円の減額となっております。

説明のほうにありますように、土地につきましては、土地評価替えによります減、それから家屋につきましても、アパート等の建築が落ちついてきたこと等から減となっております。また、償却資産につきましても、大規模関連企業の償却資産等の影響が大きく出ておりまして、これにつきましては、昨年度と比較し、2,570万円の減額となっております。

開いていただいて、17ページをお願いいたします。

軽自動車でございますけれども、最近、近年のエネルギー問題等の高まり等から、新車購入等の税率の引き上げ等も伴って、軽自動車への乗りかえ等が多くあります。417万円の増額で、本年度予算額を4,543万円としております。

次のページ、18ページをお願いいたします。

町たばこ税でございますけども、増税の影響や健康志向の高まり等から、需要の減少が見られております。本年度予算額を8,570万円、680万円の減額として計上いたしております。

めくっていただいて、19ページでございます。

入湯税につきましては、昨年と同様の金額を計上しております。

次のページでございます。

20ページから27ページ、地方揮発油譲与税から地方特例交付金までは、それぞれ26年年度の決算見込みや、地方財政計画によります推定伸び率等を考慮して、計上しておりますけども、その中で、めくっていただいて25ページにつきましては、地方消費税の交付金となっております。これにつきましては、昨年4月の消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税率が1%から1.7%となったことから、7,260万円の増額となっております。本年度の予算額を2億3,710万円といたしております。

28ページのほうをお願いいたします。

地方交付税でございます。地方交付税につきましては、交付税原資の安定性の向上、充実を図るというために、法定率が見直されておりました。説明欄にありますように、所得税及び法人税の分が33.1%、消費税の22.3%、酒税50%、地方法人税の100%が地方に交付されます。なお、昨年までありましたたばこ税の25%については廃止となっております。

普通交付税の算定につきましては、基準財政収入額と基準財政需要額をもとに算出されるわけですが、国が示しています率や、先ほど示しました町税等の減によりまして、基準財政収入額の減を考慮しまして、2,000万円増額の17億円、特別交付税につきましては、昨年度と同額の6,000万円、合計で17億6,000万円としているところでございます。

32ページをお願いいたします。

32ページのほうは、使用料及び手数料の使用料でございますが、5目の土木使用料でございますけども、742万9,000円の増額で、6,765万円を計上しておりますけども、増額の理由としましては、鹿山団地の建て替え等による使用料の伸びとなっております。

34ページをお願いいたします。

国庫負担金、民生国庫負担金が1目ですね、ございますけども、これにつきましては、1,448万3,000円の増額となっております。本年度予算額を5億1,815万円としております。なお、増額の主なものとしましては、1節の障害者自立支援給付費負担金の障害福祉サービ

ス費が752万6,000円の増額という形になっております。1億3,528万円と説明のほうにあるとおりでございます。

それから、児童福祉費負担金で、保育所運営費が590万5,000円の増額で、1億7,981万4,000円となっております。

次に3目、下の土木国庫負担金でございますが、家賃低廉化事業費につきまして、建て替えに伴って、486万9,000円の増額ということで、2,069万円としておるところでございます。

35ページをお願いいたします。

国庫補助金の総務国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度が、平成28年1月1日から導入されることに伴いまして、システム改修が必要ですが、それについては国が全額補助するというので、増減しまして、1,381万1,000円を増額して、1,996万7,000円としているところでございます。

次の2目、民生費国庫補助金につきましては、本年度予算額が5,273万1,000円、2,003万6,000円の減額となっております。減額の主なものとしましては、社会福祉費補助金のうちの臨時福祉給付金の減等がございます。

また、2節の児童福祉費補助金では、子育て世帯の臨時特例給付費が減額となっておりますのでございます。

次のページをお願いいたします。36ページでございます。

4目の農林水産業費国庫補助金につきましては、新規事業として取り組む美しい農村再生支援事業費として、1,496万3,000円を計上しております。

それから、次の土木の国庫補助金につきましては、9,984万7,000円の増額ということで、本年度予算額を1億9,812万2,000円としております。

1節の道路橋梁費補助金は、1,608万円の増、4,080万円としております。

都市計画費補助金は、1億2,000万円。

3節の住宅補助金については、3,732万2,000円ということで計上しておるところです。

次に、教育国庫補助金ですけれども、305万7,000円の増額で、2,359万2,000円としておるところでございます。

38ページをお願いいたします。

県支出金負担金の民生費県負担金でございますが、本年度予算額を2億8,374万6,000円、前年度と比較して1,334万2,000円の増額ということで計上しております。

それから、39ページございます。

県の補助金ですけど、県支出金の補助金でございます。総務費の県補助金でございますけれども、241万2,000円の増額、本年の予算額を695万7,000円としております。前年度から取り組んでおります、長崎をかえる人材誘致事業、これは地域おこし協力隊の3名分に係る補助金として計上をしております。説明欄にあるとおりでございます。

次の2目、民生費県補助金につきましては、2,841万6,000円の減額となっております、4,921万9,000円といたしております。減額の主なものとしましては、2節にありますけれども、児童福祉費補助金ということで、児童福祉費補助金のうちの保育対策事業費というのの減によるものでございます。

次のページですね。

県補助金の衛生費県補助金でございますが、これにつきましては、再生可能エネルギー、太陽光発電事業の導入推進基金事業費を計上しているところでございます。

次に、5目、農林水産業費県補助金では、1,323万2,000円の増で、8,141万5,000円となっております。

それから、主なものでは、右の説明欄の下から8番目にあります多面的機能支払交付金、2,281万円というのが主なものでございます。

41ページをお願いいたします。

商工費の県補助金でございますけれども、5目ですね、1,175万6,000円の増額となっております。これにつきましては、21世紀まちづくり推進総合事業費の元気な観光地応援事業に対する補助金でございますが、主なものでございます。

次のページをお願いします。42ページでございます。

委託金でございます。総務費委託金でございますけれども、442万2,000円の増額で、本年度予算額を3,079万円としています。増額の主なものとしましては、4節の統計調査、国勢調査の年になっておりますので、その分が上がっております。また5節のほうでは、選挙費委託金として、4月に行われます県議会議員の選挙費用として、歳入予算で計上しております。

次に、45ページをお願いいたします。

45ページは、寄附金です。2目のふるさとづくり応援寄附金ということで、26年度の実績等を考慮して、220万円増の300万円を計上しています。

3目、商工費寄附金、協定事業協力寄附金につきましては、1,200万円減の2,300万円とし

ておりますけども、これは周辺地域に同様の施設が開設されるというふうなことで、その影響が想定されるということで減額して、計上をしておるところでございます。

46ページ、繰入金でございますが、これにつきましては、それぞれの事業に充てるために計上しておるところでございます。特に大きく財源不足が生じたために、財政調整基金繰入金を、昨年の3,000万から4,000万増額しまして、7,000万円としておるところでございます。

ふるさと創生基金についても、1,640万円増額して、2,640万円としております。

50ページをお願いしたいと思います。

貸付金元利収入ということで、商工費の貸付金元利収入でございます。これにつきましては、中小企業振興資金貸付金を1,000万円増額、それをしていること、また新たに創業支援資金貸付金1,500万円を創設することにしておる関係で、増額となっているものでございます。

54ページをお願いいたします。

町債でございますけども、農林業債については駄野地区の県営土地改良事業負担金分として、270万円を計上しています。土木債につきましては、町道等の整備、県道の負担金に係ります道路改良費、改良債ですね、道路橋梁債、それから区画事業に係ります都市計画債、公営住宅整備事業の住宅債の合計で、2億2,200万円を計上しています。前年度と比較しますと、1億2,900万円の増額となっております。

次に、3目の消防債につきましては、広域消防無線のデジタル化に伴う負担金を含めておりまして、5,800万円を計上しています。

その他、教育債や災害復旧事業債、臨時財政対策債で、町債の合計としまして、下の合計にありますように、1億6,760万円増の4億9,180万円を計上いたしております。

以上が歳入でございますけども、歳出につきましては、各担当課のほうから、新規事業及び増額事業、そういったことについて説明をしたいと思っております。また、予算書については、委託料や工事請負費、備品購入費等について、今後の入札見積もり等の関係から、説明欄の金額を記載していない箇所がありますので、御了承をお願いしたいと思います。

私のほうからの歳入についての説明をこれで終わらせていただきます。以上です。それで、あとは歳出のほうに移りたいと思います。

○議長（川田保則君）

次に、それぞれの款ごとに、所管の担当課長の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、総務課所管の事業の主要なものについて説明をいたします。

予算書では、35ページをお願いいたします。

先ほど企画財政課長のほうから、歳入の部分については説明がありましたけれども、補足的にちょっとだけ説明をさせていただきます。

26年度と27年度に、いわゆる社会保障・税番号制度の導入に伴いますシステムの改修費用の部分がありますけれども、その部分につきましては、先ほど10割の補助と申し上げておりましたけれども、正確には3分の2から10分の10、それぞれシステムの費目ごと、あるいは種目ごとに補助率が異なっておりますので、基本的には3分の2から10分の10、事業費の割合でいきますと、全体で72%ぐらいが補助率というふうな形になっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

起債につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、歳出側、65ページをお願いいたします。

総務課所管の事業の中では、電算管理費がございますけれども、13目でございます。いわゆる社会保障・税番号制度の導入に伴いますシステムの改修費用がございまして、13節の3,458万6,000円が計上されておりますけれども、このうちに社会保障・税番号制度の改修部分が、1,587万7,000円入っております。この分につきましては、先ほど歳入で説明をいたしました国庫の補助金部分がございまして、国庫の補助金相当分が1,143万5,000円、補助率でいきますと72%が財源として入ってくるようになっております。

それから、66ページ、同じく13目の19節でございますが、この中に番号制度中間サーバー・プラットフォーム整備費負担金653万6,000円、これもマイナンバーの制度の導入に伴うものでございますが、これは本来は、当初の計画では各市町村にサーバーを置くことになっておりましたけれども、制度の組み方で、国が設置をするということになりました。国内に2カ所、東日本と西日本に分けて、サーバーを設置するというようになっておりますので、その部分に対する各市町村の負担金が653万6,000円でございます。ただし、この653万6,000円も、10割国からの補助金として収入をしておりますので、充当をいたしております。

続きまして、総務課所管の主要事業では、予算書の127ページをお願いいたします。

9款1項1目．常備消防費でございます。昨年の金額の差額でいきますと、5,900万円増の2億4,700万円を、佐世保市の広域消防の部分として、委託料として支出をするようにいたしております。

5,900万円の増の内容は、26年度と27年度におきまして、東署の建物の改築事業が入っております。それからもう1点、広域消防救急無線のデジタル化が計画をされておきまして、デジタル化の事業費が11億1,300万、それから東署の移転改築が7億5,800万ほどございまして、それに対します波佐見町の分の負担金が、デジタル化で5,800万円程度、それから東署の改築で650万円程度の負担の増が発生をいたしておりますので、このような増額の金額となっております。

ただし、地方債に5,200万円ありますように、デジタル化の事業費相当分については、起債の発行が佐世保市でなされておきませんので、各町で起債を発行して充当するという事になっておきます。

続いて、2目．非常備消防費の11節でございます。被服費の741万1,000円を計上いたしておりますが、ここにつきましては、消防団員の活動服、それから救助用の半長靴、この購入費を計上いたしております。これは消防組織法に基づきます団員の服制基準の改正、消防団の装備の基準の改正が行われておりましたので、それに伴いまして活動服を団員全員分の更新、それから安全靴については、団員半数程度の更新を計画をいたしております。

続いて128ページでございます。

3目．消防施設費、18節の備品購入費でございますが、積載車の購入費を1,296万円上げておきます。この内容につきましては、年次更新的に各分団に配備をいたしております消防の車両の更新を計画をいたしておりましたので、今年度は第5分団、第6分団の消防ポンプ積載車、この2台を更新するように計画をいたしておりますので、その所要の金額を計上いたしております。

総務課の主要事業につきましては、以上でございます。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、企画財政課所管の分について御説明を申し上げます。

戻っていただいて、59ページをお開きいただければと思います。



総務管理費の2目、文書広報費でございます。例年どおりでございますけれども、今年度、27年度は、広報紙につきまして、若干カラーページを増やそうかということで、それ、増額分全てじゃありませんが、その分をちょっと変更しております。

それから、次のページ、60ページでございます。

財政管理費でございますけれども、その主なものについて、13節、委託料でございますけれども、新たに公会計制度導入のための準備作業といたしまして、公会計資産台帳整備業務の委託料を計上しております。27年度につきましては、備品並びに立木の台帳化を予定しておるところでございます。

その下のふるさとづくり応援寄附金事務委託料につきましては、現在、いわゆるふるさと納税でございますけれども、これにつきましては、従来、若干趣向を変えましてといたしますか、ふるさと納税のPR、それから返礼品の発送事務、そういったところを委託をしていきたいということで考えておるところでございます。その分を計上しております。

5目の財産管理費でございますけれども、これにつきましては、新たに1節に庁舎建設の検討委員会ということで、外部の委員会を設置するというところで、まだ委員の絞り込み等、まだまだこれからでございますけれども、その報酬を計上しているところでございます。

61ページをお願いいたします。

企画費でございます。企画費につきましては、後の下のほうの62ページのほうにつながっておりますけれども、13節に委託料としまして上げておりますが、マスコットキャラクターの啓発グッズ等デザイン作成業務委託料として上げておりますが、これにつきましては、いろいろなキャラクターシールとか、ラインで使うスタンプ、そういったものの制作等を予定しておるところでございます。

その二つ下の婚活事業開催委託料でございますけれども、これにつきましては、民間団体等に委託するような形で開催委託料を計上しているというところでございます。

次に19節でございますが、ページをめぐっていただきまして、上から5行目ぐらいにあります、21世紀まちづくり支援事業費補助金でございます。これにつきましては、景観資産である、指定をされております施設で、煙突ですね。窯業、陶器の煙突、その改修費を、この事業を使って補助をするというふうにしております。

また、その下のほうに、例年どおりであります、地域振興事業補助金1,100万円、これは自治会の要望を取りまとめたものでございます。そして自治会の活動費として、自治振興

補助金1,700万につきましては、例年どおり計上しているというところでございます。

66ページをお開きいただきたいと思います。

定住促進事業費ということでございますけれども、これにつきましては、定住奨励金という形で、24年度から3カ年間という形で取り組んできたところでございますが、これにつきましても継続して取り組んでいきたいということで計上をしております。

次のページに計上しております空き家改修事業補助金ですが、19節に250万円を計上しております。これにつきましては、空き家を改修して、貸し出す人ですね。今の空き家問題、いろんな取り沙汰をされているところですが、できるだけ活用をしていきたいということで、空き家改修費の補助金です。50万円を限度に交付するというので、補助金を、補助をするということで、250万円を計上しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

**○議長（川田保則君）**

税務課長。

**○税務課長（岳邊忠彦君）**

ページ、13ページをお開きください。

総括の中で、歳入でございますけど、町税がことしは12億2,772万7,000円、昨年が12億7,271万7,000円ということで、昨年と比較しまして、マイナスの4,499万円ということで計上しております。

15ページをお開きください。

その内訳は、一番大きいのが、16ページの固定資産税になりますけれども、固定資産税のマイナス4,710万円、ほとんどがこれであります。どうしてこんなに下がったかといいますと、先ほど企画財政課長が申しましたように、3年に1回の評価替えということで、土地にしても家屋にしても、償却資産の場合は、大企業の減価償却、どうしても大きい機械があるもんですから、投資を半分という形で計上して、それでもやっぱり減価償却でざっと2千五、六百万の減という形で、一応計上させていただいております。

それと、歳出です。70ページをお開きください。

総務費2款、町税費、2項ですね。13節の委託料です。昨年在委託料で917万2,000円計上しておりました。ことしが526万7,000円。この中の大きい要因としましては、3行目の土地評価、路線価更新業務ということでですね。これも3年かかっている評価替えの準備をするん

ですけれども、ことしがそのうちの390万5,000円マイナスということで、去年の予算の917万2,000円よりも下がって、526万7,000円、これが大きな影響で、マイナス要因ということになっております。

以上です。

**○議長（川田保則君）**

住民福祉課長。

**○住民福祉課長（朝長義之君）**

それでは、住民福祉課所管の予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、72ページをお開きください。

1目、戸籍住民基本台帳費でございますが、その中の13節、委託料でございます。先ほど来お話が出ておりますが、平成28年1月からマイナンバー制度がスタートをいたしますが、その前段の業務としまして、通知カード発行業務というのがありまして、ことしの10月から一斉に通知カードが各世帯に郵送されます。その業務が、国の機関でございますJ-L I S、地方公共団体情報システム機構というところに委託をしまして、そここのところから全世帯に発行されると。その業務の委託料を、525万6,000円計上させていただいております。

次が、77ページをお願いします。

1目、社会福祉総務費でございます。下のほうの19節、負担金補助でございますが、その中の民生委員・児童委員協議会補助金、これは前年度と同額でございますが、389万2,000円。これは民生委員協議会の運営費でございます。

それから、その下の社会福祉協議会運営費補助金でございますが、前年度といたしますと、443万6,000円減額になっておりますが、1,894万5,000円、これは社協職員の人件費を計上いたしております。現在、事務局長がいらっしゃいますが、今年度で退職になりますが、どうしても来年度、新年度、体制的にちょっと戦力ダウンになるということで、あと1年間雇用してほしいというような社協からの要望がございまして、役場の規定にございます再任用制度、それに準じて1年間の雇用をするというふうなことで、現状と同じでございますが、4人分の人件費をここに計上させていただいております。

それから一番下の、これは補助金が増額をしているところですが、戦没者慰霊奉賛会運営費補助金60万円でございますが、14万円の増をいたしております。その理由といたしましては、今年度が戦後70周年を迎えるということで、町内には招魂場が2カ所、東と南とござい

ますが、その整理をやりたいということで、今回新たに10万円の予算、10万とさらに奉賛会の運営がちょっと厳しくなっていると、運営費自体がですね。奉賛会といいますのは、町の戦没者慰霊祭を実施するところがございますが、その辺の運営費がちょっと不足をしているということで、4万円増額で、合計14万の増額をいたしておるところでございます。

次の78ページ、2目。老人福祉費でございます。

8. 報償費でございますが、これは新規事業でございます。町ねりんピック実行委員会執務謝礼、それと下でございますが、ねりんピックリハーサル大会執務謝礼。これにつきましては、町長の説明の中にもありましたように、平成28年度に、全国ねりんピック大会が長崎県で開催されます。それで、本町におきましても、インディアカ競技を実施するようにいたしておりますので、27年度から実行委員会とか専門部会を設置をして、るる協議をしていくということの費用が、47万7,000円。

それと、リハーサル大会でございますが、これは今年度6月にプレ大会を開催いたします。これは町のインディアカ大会と同時開催ということで計画をいたしておりますが、本番になりますと、競技だけじゃなくいろいろな歓迎セレモニーとか、そういったものも必要になってきますので、ことしのリハーサル大会におきまして、歓迎行事、太鼓の演奏とか、浮立とかですね、そういったものをお願いしたときの執務謝礼を8万円計上させていただいております。

それから、その下の敬老お祝い金337万8,000円、これは節目節目で祝い金を差し上げておりますが、米寿の方と白寿、99歳でございますが、その方々へのお祝い金でございます。

そのページの一番下でございますが、13節。委託料、生活支援ハウス運営事業等委託料ですが、700万円を計上いたしております。ここは現在9人入居をされておりますけども、この支援ハウスの運営補助でございます。

その下の養護老人ホーム入所措置委託料5,000万円でございますが、これは現在の入所者が27名ということで、今年度の実績見込み額によりまして計上させていただいております。

それから、その下の敬老行事委託料、これは各自治会に行事をお願いするものでございますが、75歳以上の方々を対象として、1人1,500円、2,257人分の338万6,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いします。79ページ。

19節。負担金補助でございます。これは新規事業でございますが、元気高齢者拠点づくり

事業補助金66万9,000円、これは10割県の補助でございますが、これはどういったものかと申しますと、元気高齢者による地域づくり協議会というのを今設置をいたしておまして、元気な高齢者の方々の生きがい対策といたしまして、いろいろな趣味や特技を生かして、そういった活動の拠点を、どこか施設を設けてやろうとしたときに、この補助金を使って立ち上げる、費用、改修費とか、この費用で賄うということの予算でございます。

それから、二つ下の温泉施設利用助成事業費補助金でございますが、先ほどからお話が上がっておりますが、この利用率がなかなか上がらずに、前年度も43%程度でとどまっているということでございますけれども、今年度も対象者が、約65歳以上4,000人いらっしゃいますので、それを2枚、8,000枚を発行する予定でございます。ただし、全てが消化されていない現状を捉えまして、半分程度の利用率としまして、4,000枚分、600円の4,000枚分を240万計上させていただいております。

それから、二つ下のシルバー人材センター育成事業費補助金340万円でございますが、これはセンターの3人分の人件費を計上させていただいております。

それから次のページでございます。80ページでございます。

13節の委託料でございますが、委託料の一番下のところに、これは新規事業でございます。手話奉仕員養成研修事業委託料11万8,000円、これは手話、今年度から国の必須事業ということで手話をされる方、まず奉仕員という方がいらっしゃいますが、その養成講座を実施するようになったことから、これは社協のほうに委託をして実施をするわけですが、その委託料でございます。

それから、14節の使用料及び賃借料の一番下のところに、国保連合会広域イーサネット使用料ということで、これも新設、新しい事業でございますが、これまで国保連合会といろいろなデータのやりとりをやっておったんですが、電話回線であったため非常に重いというような状況があって、これをネット回線に切り替えるための回線使用料を、ここに計上をいたしております。26万円計上いたしております。

それから、19節の負担金補助でございますが、東彼地区保健福祉組合負担金、地域生活支援事業費1,311万3,000円でございますが、これは東彼地区福祉組合の分担金によって計上いたしておりますが、障害者の地域活動支援センターというのがございますが、この事業費でございます。

次のページをお願いします。81ページです。

20節の扶助費でございます。福祉医療費障害者分の福祉医療費3,424万2,000円、これは26年度実績額、見込み額によって計上いたしております。

それから、ずっと下の介護給付費と訓練等給付費、それぞれ1億3,227万円と、1億3,054万7,000円計上いたしておりますが、これはもう御承知のとおり障害福祉サービスの一番の柱となる予算でございますが、介護給付費は日常生活を支援するための給付、それから訓練等給付は、施設などで就労をするための訓練を受ける場合に給付を行うというようなことで、これを26年度の実績見込みで予算を計上させていただいております。

それから、次のページの82ページでございます。

6目. 臨時福祉給付費でございます。これは今年度も実施をいたしましたけども、引き続き福祉給付金が国のほうから支給をされるということで、28ページには事務費、それから82ページには事務費、それから次のページ、83ページには、一部事務費と、19節には臨時給付金の額を計上いたしております。2,052万円、1人当たり6,000円が今回支給をされまして、3,420人分を計上いたしております。

それから、次のページでございます。84ページ。

児童福祉費総務費でございます。7節の賃金でございますが、臨時雇用賃金、これは増額をいたしております。これも町長説明でもありましたように、子育て支援センターが週3日型から毎日型に移行されるということで、職員の現在2人から3名体制の賃金をここに計上させていただいております。349万円でございます。

それから、8節の報償費、誕生お祝い金でございますが、これは第3子以降の子供さんに、1人10万円を、30人分計上いたしております。300万でございます。

次のページをお願いします。85ページをお願いします。

13節. 委託料でございます。放課後児童健全育成事業委託料でございます。1,743万2,000円でございます。これは現在3つのクラブが運用されておりますが、それぞれ人数の規模等によりまして、基準額が定められておりますので、その基準額に沿って計上いたしております。

それから、19節でございますが、まず一番上の一時保育促進事業補助金でございますが、これは家庭で保育が一時的に困難になったような場合に、この事業を使うわけですが、町内五つの園がございますが、全ての園がこの事業を実施されますので、基準額147万3,000円の5園で、736万5,000円計上いたしております。

それから、その下の保育所緊急整備事業補助金でございますが、27年度におきましては、蓮池保育園が一部改修を予定をされております。事業費の4分の3、672万4,000円を計上をさせていただきます。

それから、その下の延長保育促進事業費補助金でございますが、それぞれ延長保育をされた場合の基準額で計上させていただきます。566万8,000円でございます。

それから、20節. 扶助費は、子供の分の福祉医療費を計上いたしております。2,060万円でございます。これは26年度の実績見込み額から計上いたしております。

それから、2目. 児童措置費の中の、次のページになりますが、19節. 民間保育所運営費でございます。4億8,170万9,000円でございます。これにつきましても、26年度の実績見込み額から算出をいたしておりますが、今後見込まれる事業としましては、保育士の処遇改善補助金とか、さらに本体部分の延長保育料等の、今までは外づけで補助金があったんですが、これを民間保育所運営費の中に盛り込んで実施をするということで、今後またこの運営費が増額されるものと思っております。

それから、20節. 扶助費、児童手当でございますが、2億6,088万円でございます。これを平成26年度実績見込み額から計上いたしております。

それから、4目の子育て世帯臨時特例給付費でございます。これも高齢者同様、福祉給付金同様、引き続いて子供の分も実施をするということで、19節に675万円を計上いたしております。1人当たり3,000円でございます。2,250人分を計上いたしております。

それから、91ページをお願いします。

5目. 環境衛生費でございます。

次のページの92ページでございます。

これは新規事業でございますが、13節の委託料、環境美化推進事業委託料でございます。この事業につきましては、以前、平成18年度までは河川清掃委託料ということで実施をしておりましたが、平成19年度から農地水環境保全交付金というようなことで、事業が農林課のほうに移っておりましたが、補助事業をする地区、しない地区といろいろ不均衡が生じてきたというふうなことで、この事業、環境衛生については、環境美化については、環境衛生所管に戻そうというようなことで、河川清掃等については、もとの18年度以前の状態に戻して、一体的に町内環境美化を図っていくというようなことで計上いたしております。

方法としましては、今環境衛生連合会というのがあるんですが、そこに委託をして、そこ

で各自治会に配分をするわけですが、その配分割合につきましては、前回2月の自治会長会の終わった後にもいろいろ御意見をいただいたところなんですが、人口割とかですね、自治会の面積割とか、いろいろ案を出したんですが、やはり実際作業をする面積ではじき出してほしいというような意見もあるものですから、もう1回連合会の総会あたりで協議をして、その配分割合等を出していきたいというふうに考えております。

その下の実施設計工事管理業務委託料と、15節の体育センター太陽光発電設備等設置工事につきましては、これは新規事業でございますが、この事業につきましては、現在も庁舎の蓄電池の設置工事を予定しておりますが、その事業と同じものでございまして、27年度の新規事業でございます。もう現在、26年度11月に事業採択を受けているものでございますので、その事業を、一部、一財も入れながら、ほとんど10割補助でございますが、補助対象外の部分もございますので、3,371万6,000円を計上いたしております。

事業の内容といたしましては、体育センターの屋根に、15キロワットのパネルを張って、役場のパネルと同等の規模でございますが、そこに25キロワットの蓄電池を設置したり、水銀灯ではないんですが、高所照明、LEDでございますが、それを4基。それと室内の各部屋とか通路とか、そういったもののLED化と、それから非常用コンセントを、そういった工事をする予定でございます。

それから、19節の火葬場の施設費でございます。573万3,000円、これは分担金によるものでございますけども、去年は火葬炉の改修工事等があったございましたけども、今年度は739万6,000円減額をされて、573万3,000円ということで、計上いたしております。

94ページをお願いします。

し尿処理費でございます。6,049万4,000円、これを福祉組合の分担金で計上いたしております。

それと、2目のじん芥処理費、これが9,389万8,000円でございますが、御承知のとおり、清掃工場につきましては、改修計画がございまして、27年度から一部工事が着工されます。その分の影響もございまして、1,000万ほど前年度より増額となっておりますのでございます。

住民福祉課からは、以上でございます。

○議長（川田保則君）

説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。2時15分より再開します。



午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

78ページをお願いします。

社会福祉総務費の28節. 繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金は、前年度より1,065万8,000円、13.2%増で計上いたしております。増額の主な内訳としまして、保険料の軽減分と保険者支援分が793万8,000円の増、それと財政安定化支援分に対しまして、245万1,000円増の1,852万6,000円となっております。

80ページをお願いいたします。80ページの上のほう、2番目ですね。

22節. 繰出金、これは介護保険事業特別会計繰出金でございます。28節ですね。1億7,536万6,000円、これは前年度より1,297万9,000円、8.0%の増額となっております。主な内訳としまして、介護給付費の繰り出しが約1,325万円の増、それと、今年度から新たに介護保険事業特別会計の低所得者保険料軽減分が、一応200万円計上いたしております。この分については、介護保険条例を改正しなければならないんですけども、現在のところまだ政令が公布されておられませんので、今回、条例上は、まだ条例改正の提案はいたしておりません。

82ページをお願いいたします。

5目の後期高齢者医療費の28節. 繰出金でございます。済みません、繰出金じゃなくて、19節の負担金補助及び交付金、医療給付費負担金が2億1,148万5,000円を計上いたしております。これは前年度より206万3,000円、約1%の増加となっております。去年より比べますと、伸び率は大分落ちました。しかしながら、被保険者1人当たりの医療費と、給付費といいますと、約110万円ほどになっております。医療給付費の総額が、約25億3,800万円の12分の1を、ここには計上をいたしております。

28節の繰出金については、前年度とほぼ同じ5,443万5,000円を計上いたしております。

89ページをお願いいたします。

2目の予防費、13節、委託料、予防接種委託料でございます。今年度、2,609万8,000円を計上いたしております。前年度より16.6%の増となっております。

26年度の補正には計上いたしておりますけれども、今年度当初としては水痘の予防接種、それと高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種の補助というものが新たに加わっております。それと日本脳炎の接種者が、前年度は50名で上げていたものを、今年度は400名ということで、これについても約240万円の増の要因となっております。

以上で終わります。

**○議長（川田保則君）**

農林課長。

**○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）**

101ページをお開きください。

6款、1項、5目の土地改良費でございますが、27年度から、町長も申しましたが、新しい美しい農村再生支援事業という国100%の事業に取り組むことになりまして、全国棚田に指定されております地区限定でございますが、鬼木地区の棚田の基盤整備等々、ブランド発信とかいう内容の事業を行うことになっております。ソフト・ハード合計しまして、約1,500万の事業でございます。

8節の講師謝礼、それから13節の業務委託料等々につきましては、今申し上げました棚田の景観、文化的な歴史的な調査業務でございます。そしてブランド策定、それからデザイン業務、これ等につきましては、鬼木の情報発信ということになります。

なお、棚田調査につきましては、大学との連携ということで、この事業自体が地元、地域と連携した事業というのが取り組む必須でございますので、地元とそういった大学等と連携した業務ということを進めていきたいということでございます。

それから、この事業はソフト・ハード一体でございますので、ハード事業といたしまして、16節、原材料費、畦畔工、鬼木地区原材料費900万円ということにしておりますが、約6,500メートル程度の、現在のところですが、原材料を支給いたしまして、地元の自力施工ということになります。

以上がこの美しい農村再生支援事業関係の新規事業でございます。

それから、19節2行目の県営土地改良事業負担金、駄野地区基盤整備事業でございますが、これは27年度から事業計画に入っておりますので、その計画書の作成費用でございます。

続きまして、105ページをお開きください。

10目の19節. 中山間地域直接支払交付金につきましては、第4期目がスタート、またいたします。1,800万円を計上しております。

続きまして、11目. 多面的機能支払交付金、これは日本型直接支払い制度ということで、19節の多面的機能支払交付金ということで、共同活動と向上活動、それぞれの取り組みとなります。3,041万5,000円を計上しております。

最後に、13目、新しい事業としまして、全国棚田サミット開催事業費ということで、金額はわずかではございますが、27年度から平成29年の全国棚田、波佐見町が開催決定いたしましたので、それに向けて今年度からスタートするというところでございます。

以上で農林関係を終わります。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

64ページをお願いいたします。

2款、1項、8目. 諸費の19節、バス路線維持補助金でございますが、昨日も補正予算を申し上げましたが、非常に乗客からの収入が少ないということで、一定の算出法により、次年度の補助金につきましては、997万1,000円の算定と、補助というふうになっております。前年と比較して約270万ほどの当初予算で増となっております。

続きまして、67ページをお願いいたします。

2款、1項、17節. 地域づくり事業費、ここにつきましては、昨年度より計上いたしておりますが、地域おこし協力隊の人件費及び活動費3名分について、それぞれの所要の経費を計上させていただいております。昨年は当初予算、2名分の経費と、それから募集経費等を計上しておりましたが、今年度は当初から3名分の計上ということで、計上させていただいております。

続きまして、75ページでございます。

2款、5項、2目の指定統計費、本年の予算が496万2,000円で、173万3,000円の増額となっておりますが、これは27年度に国の指定統計調査でございます国勢調査が実施されます。これは行政のあらゆる資料と、行政の資料になり、基本的な調査でございますので、この調査につきまして調査員及び指導員が約70名ほど予定しております、その報酬等、それから

そのほか必要な事務費につきまして計上させていただきます。

続きまして、97ページでございます。

97ページ、廃目になっておりますが、雇用対策費、これは26年度まで国の緊急雇用対策事業を活用いたしまして、もろもろの事業を展開してまいりましたが、新年度におきましては、26年度の継続事業以外に取り組む事業はないということで、本町におきましては、対策対象とすべき事業がございませんので、計上はゼロということで、廃目になっております。

続きまして、109ページになります。

7款、1項、2目の商工振興費の7節、賃金、これにつきましては、職員の中で1名の育児休暇が見込まれますので、その分につきましての臨時職員の賃金を計上いたしております。

次のページの15ページでございます。失礼しました、110ページの15節、工事請負費でございます。150万円、陶器まつり臨時駐車場整地工事ということで、これは昨年、臨時駐車場といたしまして、町営の工業団地を用意いたしておりましたが、あいにくの雨天で非常に工業団地内及びその隣接します県道を非常に汚しました関係、それから、入りました車からのクレーム等が非常にございまして、仮設の整地を行おうとする経費でございます。これは150万計上させていただきます。

それから、19節、負担金、補助金関係でございますが、2行目の観光PR事業負担金80万でございますが、これは26年度補正の中ではちょっと計上いたしておりますが、東京都内の有名なスタジオが、いろいろな事業を展開されるように、町とタイアップして事業展開されるようになっておりますので、その分の負担金として80万を負担したいということでございます。

それから、下から7行目ですか、6行目ですか、陶磁器ブランド確立事業補助金ですが、これは昨年からの継続でございますけれども、県の物産ブランド推進課の対応としております補助事業への業界と町の負担金ということでの計上をさせていただきます。昨年と同額の600万を計上させていただきます。これには東京ドームのテーブルフェスティバルに係る経費等が含まれております。

それから、その下の行、めし椀グランプリ開催補助金につきましては、次年度が10周年の記念の年に当たるということで、図録の発行と、もろもろの事業を展開される予定でございますので、従来40万から80万円の増額をいたしております。

それから、一番下のナガサキ型新産業創造ファンド事業補助金でございますが、昨年、26

年度におきましては、当初予算計上しておりましたが、あいにく研究機関との調整がうまくいきませんで、実施まで至っておりませんが、新たに、新年度におきまして、廃石膏の再利用研究、海岸における藻場再生資材ですか、そういったものの研究資材費としての補助金でございませう。50万円計上させていただきます。

それから、次ページでございます。111ページ。

同じく総合展示商談会出展事業費補助金でございますが、これはテーブルウェアEXPOという事業がございまして、従来は百貨店あるいは大きな展示場でのものに対して事業展開してまいりましたが、最近の商流がかなり変わっておりまして、ネット販売であるとか、いろいろなそういった商流、新たなつながりを目指すためのテーブルウェアEXPOが実施されておまして、従来は県の直営事業として、丸々県が負担しながら行われてきたわけですが、県の財政改革によりまして、各自治体の、それから業界の一部負担が求められておまして、県が3分の2、地元が3分の1負担をするということで、その地元3分の1を町を業界がそれぞれ折半して負担するというので、130万円の補助金という計上をさせていただきます。

それから、中核人材育成支援事業費補助金でございますが、これは町長の所信表明の中でもございましたが、現在生地業、あるいは石膏の型業、そういったものに対する後継者が非常に不足をしておるということで、そういった方を全国に広く公募しながら、この波佐見町に迎えて、就労しながらその賃金、あるいは指導講師料、そういったものを補填して育てようという制度でございまして、詳しい制度設計は、これからまだ県と詰めなければならないところがございませうけれども、それぞれ県・町が負担し、あるいは業界負担しながらということでございます、その負担金の180万を計上させていただきます。

それから、もう一つ下の信用保証料補助金でございますけれども、従来は中小企業振興資金を利用された場合、利子補給1.15%を行ってまいりましたが、新年度におきましては、27年度の貸付からは、利子補給はやめまして、信用保証料については補助しよう、全額補助しようという制度でございます。これについて40万円計上させていただきます。

それから、21節. 貸付金でございますけれども、中小企業振興資金貸付預託金、これは従来の4,000万から1,000万増額して、5,000万を計上させていただきます。これは貸付総額6,000万ということで、失礼しました、1億2,000万でございます、従来4,000万の3倍協調で1億2,000万の貸し付け枠を確保しておったわけですが、この利率が今まで

2.4%だったのを、1.6まで引き下げかわりに協調倍率を下げてほしいという金融機関からの申し込みがございまして、それぞれ1億2,000万を確保するためには預託金の増額が必要でございましたので、5,000万の2.4倍の協調倍率で、1億2,000万の貸し付け枠を確保したというところがございます。

それから、新たな制度といたしまして、創業支援資金貸付の預託金1,500万円を計上させていただきます。これは今度の地方創生とも絡んでまいりますけれども、新たな起業者、創業者の後押しになるような制度資金をつくろうということで、貸付率1.4%で、低利でしかも保証金免除というふうな非常に有利な制度をつくりました。それで、これは協調倍率が2.0ということで、1,500万の預託ですから、総額で3,000万の枠ということになってまいります。

それから次、同じページの7款、1項、3目。観光費の中で、全体で4,566万円の予算額でございますが、このうち元気な観光地応援事業といたしましては、総額で1,900万円を含んでおります。それぞれ旅費であったり需用費であったり、あるいは委託料、工事費等にそれぞれ分かれて計上しておりますので、そのトータルが1,900万ということで御理解をいただければというふうに思っております。

その中で、13節。委託料の中で、2番目であります公衆トイレの実施設計業務委託料。これは元気な観光地づくりに該当いたします。それから、観光ガイド強化育成業務、これも元気ですね。それから、その下の元気な観光地を応援事業実施委託料、これはいろいろなグッズ作成であったり、観光協会のホームページリニューアル、そういったものの経費、あるいはモニターツアーの委託料、そういったものを含んでおります。

それから、その段の一番下のL o v e f e s 2015出店事業委託料、これは町村会から補助をいただきまして、長崎でのこういったイベントに出展をいたすものでございます。

15節。工事請負費、これも元気な観光地応援事業でございまして、これは今年度はトイレの改修はいたしませんで、実施設計まででございまして、これはそのほかの誘導看板、それから歓迎塔、あるいはW i F i の構築、そういったものの工事請負費を予定しております。

17節も同じく元気の観光地応援事業の中での用地買収、用地購入費ということになってまいります。

18節の上段につきましても、その事業の中の一部ということで御理解いただければというふうに思います。

続きまして、113ページ。

同じく19節. 負担金補助金の中で、上から4行目、金額は小そうございますけども、JRデスティネーションキャンペーン事業負担金と。平成28年度秋におきまして、本県を対象といたしましたJRデスティネーションキャンペーン、いわゆるJRDCが開催されます。全国のJRの駅に、長崎県のポスターあるいはPR事業が展開されるということで、県と業界と一体となった組織が、協議会がつくられまして、その負担金として11万3,000円の経費を計上いたしております。

あわせて、その下、JR佐世保線沿線観光活性負担金ですね、これも本年度新たに13万9,000円を計上させていただいております。

それから、同じ節の下から2行目、観光協会運営事業費補助金でございますが、一番観光拠点となります観光協会の組織体制強化ということで、1名増を図るためのその人件費相当額が増額となって、922万3,000円でございます。これまで観光協会の人件費につきましては、国の緊急雇用対策事業をフルに活用してまいりましたが、その事業が無くなったということで、いよいよ新たな体制整備が必要だということでございます。

7款、1項、4目. 陶芸の館管理費の15節. 工事請負費でございますが、520万計上させていただいております。これは陶芸の館の空調機器、冷媒ガスが、2カ所といたしますか、2セットございますけれども、その一つの部分がもう既に壊れて今しまっております。これから観光シーズンを迎えるに当たり、冷房もきかない、暖房もきかない、非常に暑苦しい施設になってまいりますので、その改修費として520万を計上させていただいております。

それから、7款、1項、5目. 企業誘致推進費でございますけれども、19節. 負担金補助金でございます。上から2行目、企業誘致奨励金、これにつきましては、ホテルブリスヴィラが開業して、年度内には1年を迎えますので、そのときの対応として、雇用奨励金。

それから、空き工場利活用につきましても、見込みで100万程度計上させていただいております。

それから、昭和金属工業が進出決定いたしておりますので、その土地取得奨励金1,500万も計上させていただいて、合わせて1,715万円の計上でございます。

それから、消費行政生活推進につきましては、国の交付金事業がございますので、それらを有効に活用させていただきまして、啓発カレンダーの作成と、あるいはファイナンシャルプランナーへの委託等を予定しております。

以上です。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

92ページをお願いいたします。

5目の環境衛生費の19節、負担金補助及び交付金でございます。

下からから5行目です。浄化槽設置整備事業補助金ということで、下水道区域外の生活排水対策として、例年実施しているものでございます。前年度より98万円減の2,199万4,000円計上いたしております。

補助金額につきましては、昨年、浄化槽設置の推進をさらに図るために、改築等につきましては浄化槽設置の補助金については、町単独の嵩上げを昨年度から実施しておりまして、今年度も、27年度も、同様な補助金額で実施するよう計画をしております。新築20基、改築等20基ということで予算の計上をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、8款のほうに移らせていただきます。

118ページをお願いいたします。

2目の道路橋梁維持費でございますけれども、変わっている点が、橋梁修繕実施設計と、それから15節の橋梁修繕工事、これは橋梁の長寿命化計画によるものでございまして、2橋を一応ことし計画をしたいというふうに考えております。

それから、道路維持の中で、舗装補修とか、側溝整備等がかなり要望もあっておりますので、プラス500万というような格好で計上をしております。

続きまして、次ページをお願いします。119ページでございます。

道路橋梁改良費でございますけれども、お手元のほうに表を差し上げていたかと思っておりますけれども、改良が、工事あるいは委託料、それから公有財産の購入ですね、それから補償を含めて9路線、舗装が4路線というような格好で、27年度事業を進めたいと思っております。

その中には当然、南部線ということで、国の国庫補助をもらってというような格好になり



ますけれども。あとは、今までの懸案の中でも、用地の交渉で、できていないところもございますけれども、こういったものにつきましても、地元と十分協議をしながら、用地交渉に当たっていききたいというふうに思っております。ですから、この路線以外にも、そういった今継続的に交渉をやっている路線があるということで考えていただければと思います。

それから、121ページ、河川総務費でございます。15節に、河川及び排水路改修工事でございますけれども、村木川の災害に該当しない箇所が1カ所ございますので、この部分を200万上げております。

それから、122ページ、都市計画総務費でございますけれども、現在、24、26年度で、景観計画の策定業務を進めておりますけれども、この業務に伴いまして、27年度に条例化というような格好で進めたいということ。それから、条例の中に、景観審議会委員報酬というような格好で、委員を7名お願いをしたいというふうに考えております。最終的には、28年度を条例施行に向けて進めていききたいというふうに考えております。

それから、公園管理でございますけれども、2目ですね、122ページです。まず、委託料の中に、今回、鴻ノ巣公園の展望台の眺望が悪いというような格好で、一般質問あるいは地元からもそういった要望等が上がっておりますので、その伐採の委託料ということを追加しております。

それから、次ページ、123ページですけれども、15節の鴻ノ巣公園遊具補修工事、これはふれあい広場にありますが、ネットを張ったネトロンネットフロアというものがございまして、この部分が老朽化をして、穴がほげているみたいですね。足が入り込むというような格好がございまして、このネットの張り替え、これを計上させていただいております。

それから、22節ですけれども、先ほど言いました展望周辺の立木の補償というような格好で、40から50年生のヒノキがございまして、その部分を相談をしていききたいということで考えております。

続きまして、3目の土地区画整理事業でございますけれども、本年度は事業費相当額で2億円を計上して、全体で予算が2億1,057万2,000円というふうな格好になっております。この部分につきましても、7街区の工事と、それからその周辺にあります物件移転ですね。この部分を建物3軒、4棟ですね。これと水道の補償というような格好で考えておるところでございます。

あと、次に、125ページの住宅管理費でございますけれども、19節に、住宅性能向上リフ

ホーム支援事業がございますけれども、これは25、26の補正予算対応ということで、当初で組むのは今回が初めてなんですけれども、そういった格好で、26年度の予算規模で今現在上げているところでございます。ただ、県のほうも財政状況が特に厳しいものですから、この状況がどうなるかというようなことがございますけれども、一応町の予算的には、昨年並みというふうな格好でしているところでございます。

続きまして、住宅建設費でございますけれども、昨日の補正予算の中にも、ちょっとあつたかと思えますけれども、26補正で前倒しを、鹿山の分をやったというような格好がございますけれども、そのほかに、委託料の中に実施設計がございます。これは江良山と協和団地、それから工事、15節の江良山団地改修工事というような格好でございます。これは波佐見町の公営住宅の長寿命化計画に基づきまして、27から整備をやっていくというようなことでございます。

内容は、浴室の防水塗装とか、それとか手すりですね。それから、江良山、協和あたりが、1戸住宅が2階になっておるものですから、階段に手すり、それから玄関に手すりとか、こういったものの整備を考えております。一応、江良山につきましては、40戸ですね、をしております。

あとは、160ページと161ページにつきましては、例年の予算のごとく、予備的な災害の対応というような格好で上げさせていただいております。

以上です。

**○議長（川田保則君）**

教育次長。

**○教育次長（平野英延君）**

教育費に入りますが、130ページからでございます。

131ページの10款、1項、2目、8節の報償費、一番下でございますいじめ等学校問題対策会議、昨年から発足しましたが、いじめ等が発生した場合の第三者委員会の設置等に係る委員の報酬でございます。

それから、135ページ、13節、委託料、一番下、通学車両の運行委託料、これは永尾分校閉校に伴います通学バスの委託料でございます。

それから次のページ、東小学校費に入りますが、13節、170万のプール改修実施設計委託料ということで、27年に設計を行い、28年に改修の予定を考えております。

続きまして、138ページ、15節. 工事請負費、学校設備改修工事でございますが、なかよしクラス等のエアコンの設置並びに床の改修でございます。

それから、140ページまで飛んでいただきたいと思います。

南小学校の費用でございますが、15節、下から3番目、工事請負費、学校設備改修工事、これは公用車の車庫、それから学校の消防設備の改修工事費を計上いたしております。

それから飛びまして、143ページ、中学校費の15節、工事請負費1,300万でございますけども、学校設備改修工事で防球ネットの改修、駐輪場の屋根の改修。防球ネットにつきましては、26年度で計上してございましたけども、緊急に水道の漏水がございまして、そちらの改修に振りかえなければなりませんので、優先して行って、防球ネットの分を次年度に回したというところでございます。

次に、146ページ、2目の文化財保護費の1節. 報酬、2段目の歴史文化交流館建設検討委員会の報酬でございますが、資料館等の研究を進めていくということで、専門会委員、庁内委員等を含めた報酬でございます。

続きまして、147ページ、13節. 委託料。真ん中にございませぬ無形民族文化財の映像記録業務委託料でございます。これにつきましては、だんだん高齢化が進み、技をそのまま残さなければいけないということで、映像化で残していこうということで、1年に1つずつ、4浮立と、皿山人形浄瑠璃、こういったものを考えております。逐次1年ずつ進めます。

149ページ、15節. 工事請負費、国指定史跡の保存整備事業、この分につきましては、中尾の上登窯山の整備事業で、窯の側面のれんがづくり、それから園路、今のはセメント舗装しておりますけども、そこの整備を本格的にやるということの経費でございます。

150ページ、13節. 委託料、3段目、移動県展の開催委託料ということで、本町を以て移動県展を開催いたします。文化祭が終わった後ぐらいでございますが、この分の委託料の計上いたしております。

151ページ、社会教育費の15節. 工事請負費、総合文化会館の高圧機器の取り替え工事、図書館の遮光対策、ピアノ室の漏水防止ということで、ピアノ室のところに雨漏りが生じておりますので、その分でございます。

次の18節、備品購入費、3段目、ロビーソファ購入費ということで、指摘がございまして、かなり老朽化して破れていると。恥ずかしい状態だということで、この分の購入並びにそのほかポータブルの放送機の購入とか掃除用のブロアの購入とかいうものを計上して480万で

ございます。

それから、153ページ、11節. 需用費の一番上、消耗品に117万4,000円ございますが、波佐見一周駅伝大会が、第60回の記念大会を迎えます。その分の企画に伴います経費の分を見ているところでございます。

それから、154ページ、上から2行目、プロ野球OB会野球教室の開催。OB会から本町の野球団体に要請がっております。その分に対する町としての支援金を多少計上させていただいているという状況でございます。

次に、155ページ、4目の保健体育振興費、この分につきましては、町民運動会費でございます。2年に1回開催するということで計上いたしております。

以上、教育費でございます。

**○議長（川田保則君）**

給食センター所長。

**○給食センター所長（内田 稔君）**

続きまして、156ページ、16. 学校給食共同調理場費、1目. 管理費についてでございます。

本年度予算6,452万6,000円といたしております。主な説明事項といたしましては、11節. 消耗費。今回、学校用の給食器の長年の使用によりまして、使用傷が発生しておりまして、なかなか汚れ落ちが悪いという状況がっております。そういったことで、給食器の更新を計画しておりますけれども、中ボールを2,000個、それから中皿を1,000個、平成27年度の予算で購入するようにいたしております。

それから、次のページの15. 工事請負費、トイレ改修工事費を計上しております。これは、学校給食衛生管理基準の改定によりまして、トイレの個室内に手洗い施設を設置することということで改定されましたので、女子用のトイレの改修を計画いたしております。

以上です。

**○議長（川田保則君）**

補足説明はほかにありませんか。ありませんね。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号 平成27年度波佐見町一般会計予算は、議長を除く13名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

しばらくお待ちください。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

しばらく休憩します。再開の時刻は追ってお知らせいたします。

午後3時 休憩

午後3時30分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お知らせします。予算特別委員会の委員長に松尾幸光委員、副委員長に古川千秋委員が決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

日程第4～10 議案第2号～議案第8号

○議長（川田保則君）

日程第4. 議案第2号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から日程第10. 議案第8号 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

日程に従って、順次、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第2号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億3,120万円とするものでございます。

第2条、一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時金の借り入れの最高額を5,000万円とするものでございます。

第3条、歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細で御説明いたします。

8ページをお願いします。

歳入でございますが、1款. 国民健康保険料、1項、1目. 一般被保険者国民健康保険料は、前年度比較3.6%増の3億1,690万円。2目. 退職被保険者等国民健康保険料は、前年度比8.3%減の2,310万円となっております。平均世帯数及び平均被保険者数は減少しておりますが、保険料率の見直しが見込まれているため、前年度比較900万円増の総額3億4,000万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

3款. 国庫支出金、1項、1目. 療養給付費等負担金は、前期高齢者納付金が前年度より約5,000万円の減少を見込んでいることで、前年度比1,413万5,000円、4.5%増の3億2,723万円。2目. 高額医療費共同事業費負担金は、前年度比77万8,000円、7.5%減の963万4,000円。3目. 特定健康診査等負担金は、20万円減の280万円を計上いたしております。

12ページをお願いします。

2項1目. 財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせて、前年度と同額の1億7,000万円を計上しています。

次ページをお願いします。

4款. 療養給付費交付金、1項、1目. 療養給付費交付金は、社会保険等の退職被保険者

に係るもので、前年度比900万7,000円、11.7%増の8,585万7,000円を計上しております。

14ページをお願いします。

5款. 前期高齢者交付金、1項、1目. 前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払い基金による算定額を参考に、前年度比5,064万8,000円、12.2%減の3億6,464万2,000円を計上しております。

次ページをお願いします。

6款. 県支出金、1項、1目. 高額医療費共同事業負担金は、77万8,000円減の963万4,000円を、2目. 特定健康診査等負担金は、20万円減の280万円を計上しております。

16ページをお願いします。

2項1目. 県財政調整交付金は、国庫負担金と同様に、前期高齢者納付金が前年度より約5,000万の減少を見込んでいることにより、第1号調整交付金を659万5,000円、5.7%増額することで、1億212万9,000円を計上しております。

次ページをお願いします。

7款. 共同事業交付金、1項、1目. 高額医療費共同事業交付金は、前年度比311万、7.5%減の3,853万9,000円を、2目. 保険財政共同安定化事業交付金は、事業対象がレセプト1件30万円を超える医療費から、全ての医療費に拡大されたことに伴い、前年度比2億1,473万8,000円、106.7%増の4億4,382万7,000円を計上いたしております。

20ページをお願いします。

9款. 繰入金、2項、1目. 一般会計繰入金は、保険基盤安定に係る保険料軽減分5,421万1,000円と、保険者支援分1,085万3,000円、その他一般会計繰入金に係る事務費相当分、出産、育児一時金相当分、財政安定化支援分の2,659万8,000円とすることで、前年度比1,065万8,000円、13.2%増の9,166万2,000円を計上いたしております。

次ページをお願いします。

10款. 繰越金、1項、1目. 繰越金は前年度比1,000万円増の4,000万円を計上いたしております。

25ページをお願いします。

11款. 諸収入、4項、2目. 交通事故で発生する第三者納付金は、前年度と同額の200万円を計上しております。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費、1 項、1 目. 一般管理費は、保険事業に係る事務費、経費を計上しているもので、国保ライン、調整交付金システムバージョンアップ手数料及び社会保障・税番号制度システム改修の減に伴い、前年度比133万1,000円減の270万3,000円を計上しております。

30ページをお願いします。

5 項、1 目. 医療費適正化特別対策事業費は、増嵩する医療給付に対処するため町が実施する医療費通知、レセプト点検、保険相談などの医療費適正化業務に関する特別対策について、県が必要な助成を行うこととなっております。前年度より23万7,000円減の296万2,000円を計上いたしております。

2 目. 収納特別対策事業費は、低迷する保険料収納率確保に対処するため、町が実施する嘱託徴収員、夜間納税相談、徴収職員のスキルアップ研修などの適正負荷及び収納率向上業務に関する特別対策について、県が必要な助成を行うものでございます。前年度より24万9,000円減の287万9,000円を計上いたしております。

32ページをお願いします。

2 款. 保険給付費は、被保険者数や過去の給付実績及び26年度の給付見込み等から推計することで、1 項、1 目. 一般被保険者療養給付費は、前年度比較380万円増の9億8,000万円。2 目. 退職被保険者療養給付費は、前年度比較430万円増の5,200万円。3 目. 一般被保険者療養費は、前年度と同額の650万円を計上いたしております。

5 目の審査支払手数料及びレセプト電算処理システム費は、前年度より若干少ない361万9,000円と、64万2,000円を計上いたしております。

次ページ、お願いします。

2 項. 高額療養費は、過去の給付実績及び26年度の給付見込み等から推計し、1 目. 一般被保険者高額療養費は、前年度比較920万円増の1億3,900万円。2 目. 退職被保険者高額療養費は、前年度比310万円増の850万円を計上いたしております。

35ページをお願いします。

4 項、1 目. 出産育児一時金は、前年と同額の20名分、840万円を計上いたしております。

37ページをお願いします。

3 款. 後期高齢者支援金、1 項、1 目. 後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払い基金から示された諸計数を参考に積算し、前年度比532万3,000円減の2億420万6,000円を計上



いたしております。

40ページ、お願いします。

6款. 介護納付金、1項、1目. 介護納付金は、厚生労働省老健局から事務連絡により示された額を参考にして、前年度比較1,018万1,000円減の9,006万4,000円を計上いたしております。

次ページを、お願いします。

7款. 共同事業拠出金、1項、1目. 高額医療費拠出金は、県国保連合会から示された額を参考に、前年度比311万円減の3,859万9,000円を。2目. 保険財政共同安定化事業拠出金も、県国保連合会から示された額を参考に計上しておりますが、今年度から事業費、事業対象が、レセプト1件30万円を超える医療費から、全ての医療費に拡大されたことに伴い、前年度比2億2,908万9,000円増の4億4,382万7,000円を計上いたしております。

42ページをお願いします。

8款. 保険事業費、1項、1目. 保健衛生普及費は、健診や保健指導、健康教室等を実施することにより、被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上と財政運営の健全化に資することができる重要な事業経費です。脳ドック助成を含む短期総合健診助成金を231万9,000円増額し、前年度比280万9,000円増の1,145万5,000円を計上しています。

3目. 保健事業費は、特定健診・特定保健指導実施率の向上に関する事業など、被保険者の健康づくりの達成に寄与し、医療費支出を適正な水準に保持することにより、国保財政の安定化を図ることを目的としております。前年度比較57万6,000円減の313万4,000円を計上しております。

44ページをお願いします。

2項、1目. 特定健康診査等事業費は、高齢者の医療の確保に関する法律により、実施が義務づけられている特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する経費を計上しています。前年度と変わるところが、賃金が、産休代替に伴う臨時職員分の277万円が減額となっております。特定健康審査委託料を19万5,000円増額し、1,280万5,000円とし、前年度比較258万円減の2,202万7,000円を計上いたしております。

48ページをお願いします。

11款. 諸支出金、1項、2目. 一般被保険者分保険料還付金は、過年度分の保険料が減額更正となり、還付が発生したときの場合のものでございます。前年度同額の100万円を計上

いたしております。

50ページをお願いいたします。

給与費明細でございますけども、特別職は、徴収嘱託員及び国保運営審議会委員の報酬でございます。

次ページの一般職の給与費については、管理栄養士1名の分にして計上いたしております。

以上で、平成27年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

続きまして、議案第3号 平成27年度後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,890万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款 後期高齢者医療保険料、1項、1目 特別徴収保険料6,989万5,000円。

2目 普通徴収保険料2,085万9,000円は、県広域連合から示された額で算定しております。前年度比較、合計で325万8,000円、3.7%増の9,076万1,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

3款 繰入金、1項、1目 事務費繰入は、社会保障・税番号制度システム改修費の減により、前年度比較73万6,000円減の700万8,000円を。2目 保険基盤安定繰入金は、県広域連合からの示された額により算定しております。118万円増の4,742万7,000円を計上しております。

12ページをお願いします。

5款 諸収入、3項、2目 雑入は、健康診査委託料に係る広域連合からの収入を、健診受診者の増加を見込み、前年度より50万7,000円増の346万4,000円を計上しております。

14ページをお願いします。

歳出でございます。

1款 総務費、1項、1目 一般管理費は、社会保障・税番号制度システム改修費、医療費適正化事業費等の減額により、前年度比32万7,000円減の419万8,000円を計上しております。

16ページをお願いします。

2款. 後期高齢者広域連合納付金、1項、1目. 後期高齢者広域連合納付金は、後期高齢者医療保険料として9,076万2,000円、前年度より326万8,000円の増。保険基盤安定負担金として4,742万7,000円、118万円の増。広域連合事務費負担金として626万4,000円、4万8,000円の減とすることで、対前年度比440万1,000円増の1億4,445万4,000円を計上いたしております。

以上で、平成27年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第4号 平成27年度介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,503万円とするものでございます。

第2条、一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時金の借り入れの最高額を2,000万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細で御説明を申し上げます。

6ページをお願いします。

歳入でございますが、1款. 保険料、1項、1目. 第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料を2億2,800万円、現年度分普通徴収保険料を1,766万1,000円、滞納繰越分普通徴収保険料を10万円とし、前年度比較1,255万1,000円、10.1%増の2億4,576万1,000円を計上いたしております。

8ページをお願いします。

3款. 国庫支出金、1項、1目. 介護給付費負担金は、介護給付費の増により、前年度比較2,167万3,000円、10.0%増の2億3,919万9,000円を計上いたしております。

次ページをお願いします。

2項、1目. 介護給付費財政調整交付金は、交付率等の変更により、前年度比較1,392万4,000円、22.3%増の7,632万4,000円。

2目. 地域支援事業交付金は、前年度比較37万8,000円、17.9%増の249万3,000円。

3目. 地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業は、前年度比較96万3,000円、21.6%増の541万5,000円を計上いたしております。

10ページをお願いします。

4款. 支払い基金交付金、1項、1目. 介護給付費交付金は、介護給付費の増により、前年度比較1,802万、5.3%増の3億5,616万円。2目. 地域支援事業支援交付金は、前年度比較33万9,000円増の279万2,000円を計上いたしております。

次ページをお願いします。

5款. 県支出金、1項、1目. 介護給付費負担金は、前年度比較1,277万3,000円、7.9%増の1億7,419万9,000円を計上いたしております。

12ページをお願いします。

2項、1目. 地域支援事業交付金（介護予防事業）は、前年度比較19万1,000円増の124万8,000円。2目. 地域支援事業交付金包括的支援事業費、任意事業分は、前年度比較47万9,000円増の270万8,000円を計上いたしております。

14ページをお願いします。

6款. 繰入金、1項、1目. 介護給付費繰入金は、介護給付費の増により前年度比較1,325万円の増の1億5,900万円。2目. 地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、19万円増の124万7,000円。3目. 地域支援事業費繰入金（包括的支援事業費・任意事業）は、前年度比較47万8,000円増の270万7,000円。4目. 低所得者保険料軽減繰入金は200万円を新規に計上しております。5目. その他一般会計繰入金は、第6期介護保険事業計画に係る委託料、委員報酬などの減で、前年度比較293万9,000円減の1,041万2,000円を計上しております。

次ページをお願いします。

2項、1目. 介護給付費準備基金繰入金は、第6期介護保険事業計画に伴う保険料低減化対策により計画的に取り崩す予定で、今年度は2,500万円を計上いたしております。

18ページをお願いします。

8款. 諸収入、3項、1目. 介護予防サービス費収入は、対象者の増加により、前年度比較28万円増の719万2,000円を計上いたしております。

21ページをお願いします。

9款. 繰越金、繰越金は前年と同額の100万円を計上いたしております。

22ページをお願いします。

歳出でございます。

1款. 総務費、1項、1目. 一般管理費は、第6期介護保険事業計画策定に係る委託料、

委員報酬などの減少で、前年度比較367万4,000円減の203万8,000円を計上いたしております。

24ページをお願いします。

3項、2目。認定調査費は、認定調査員に係る賃金等を計上し、前年度とほぼ同じ776万6,000円を計上いたしております。

次ページをお願いします。

2款。保険給付費、1項、1目。介護居宅サービス給付費は、給付費の増加により、対前年度比2,300万円、4.3%増の5億5,300万円。3目。地域密着型介護サービス給付費は、これも給付費の増により、前年度比較9,200万円、54.1%の増の2億6,200万円。5目。施設介護サービス給付費は、これは給付費の減により、前年度比較1,500万円、5.4%減の2億6,200万円。7目。居宅介護福祉用具購入費は、前年度と同額の140万円を計上いたしております。

26ページをお願いします。

8目。居宅介護住宅改修費は、需要の減により、前年度比較70万円減の400万円を。9目。居宅介護サービス計画費は、前年度比較100万円増の5,300万円を計上いたしております。

次ページをお願いします。

2項、1目。介護予防サービス給付費は、前年度同額の6,400万円。3目。地域密着型介護予防サービス給付費は、これも前年と同額の150万円。6目。介護予防住宅改修費は、前年度同額の400万円を計上いたしております。

28ページをお願いします。

7目。介護予防サービス計画給付費は、前年度同額の720万円を計上いたしております。

30ページをお願いします。

4項、1目。高額介護サービス費は、前年度とほぼ同じ1,400万円を計上いたしております。

次ページをお願いします。

5項、1目。高額医療合算介護サービス費は、前年度と同額の160万円を計上いたしております。

32ページをお願いします。

6款、1目。特定入所者介護サービス給付費は、給付費の増により、前年度比較550万円、15.1%増の4,200万円を計上いたしております。

次ページ、お願いします。

3款. 地域支援事業費、1項、1目. 二次予防費、事業は、地域包括支援センターの保健師に係る人件費の半分を計上しております。前年度比較124万8,000円増の796万3,000円を計上しております。

2目. 一次予防費、予防事業は、地域介護予防活動支援事業として、臨時職員賃金及び講師謝礼、地域介護予防活動支援事業委託金などを計上し、前年度比較26万3,000円増の200万8,000円を計上しております。

34ページ、お願いします。

2項、2目. 総合相談事業費は、地域包括支援センターの社会福祉士に係る人件費を計上しております。賃金は、産休代替に伴う臨時職員賃金として204万4,000円を増額し、前年度比較259万3,000円増の746万7,000円を計上しております。

次ページをお願いします。

4目. 包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーに係る人件費の半分を計上し、前年度とほぼ同じ467万4,000円を計上しています。

37ページをお願いします。

3項、1目. 指定介護予防支援事業費は、事業費に係る臨時職員賃金を計上し、前年度比較28万円増の691万2,000円を計上しております。

43ページをお願いします。

給与費明細でございますけども、特別職は第6期介護保険事業計画策定に係る委員の開催の減により減少となっております。

次ページの44ページをお願いします。

一般職の給与費については、保健師、社会福祉士2名についての給与費を計上いたしております。

以上で、平成27年度介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

議案第5号 平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

平成27年度波佐見町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,142万4,000円と定めるものとご  
ざいます。前年度と比較しまして、6,407万6,000円、14.7%の減となっております。主な要  
因としましては、工事の減によるもので、事業認可区域内における残事業の減によるもので  
ございます。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目  
的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものとご  
ざいます。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、  
2億円と定めるものとご  
ざいます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。公共下水道事業を目的に、5,160万円を限度として借り入れ  
を予定しており、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに示すとおり一般会  
計と同様となっております。

それでは、事項別明細により説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款、1項、1目。下水道負担金、本年度予算額872万7,000円、前年度と比較して30.6%、  
385万円の減額となっております。前年度工事による供用開始の負荷件数が減少したことによ  
るものとご  
ざいます。1節。現年度として、下水道負担金でございますけど、852万7,000  
円となっております。

8ページをお願いいたします。

2款、1項、1目。下水道使用料でございます。本年度予算額7,305万1,000円でご  
ざいま  
す。前年度より5.9%、405万8,000円の増額となっております。平成27年度中の下水道接続  
増等を考慮し、前年度の実績を見ながら計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

3款、1項、1目。下水道事業費国庫補助金でございます。本年度予算額3,500万円でご  
ざいま  
す。事業費にして7,000万円で、2分の1補助となっております。

次ページをお願いいたします。

4款、1項、1目。一般会計繰入金、本年度予算額1億9,767万4,000円でございます。前  
年度と比較しますと、1,285万9,000円増額となっておりますけど、この主な要因は起債の償

還額等が増えたためによるものでございます。

次ページをお願いいたします。

4款、2項、1目。上水道事業会計繰入金、本年度予算額499万4,000円となっております。課長の業務は、上水道も兼務しておりまして、上水道事業から、会計のほうから人件費の2分の1負担をしていただいております、繰り入れするものでございます。

15ページをお願いいたします。

7款、1項、1目。本年度予算額5,160万円でございます。下水道事業に係る国庫補助金を除いた分の建設費財源として借り入れをするもので、事業費の減により起債も減額となっております。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、1項、1目。一般管理費でございます。本年度予算額2,995万4,000円となっております。下水道管理業務の職員の人件費を初め事業運営費を計上しているものでございます。その中で、13節。委託料でございます。349万5,000円となっております。主に下水道台帳及び資産台帳作成業務等を計上いたしております、毎年工事が完了すれば、その分をデータ化し、その後の施設管理に活用、活躍する業務を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。

2目。管渠管理費でございます。1,825万2,000円となっております。中央中継ポンプ場及びマンホールポンプ場、20カ所分の維持管理費となっております、前年と比較しますと983万6,000円の大幅な増加となっております。これは施設の供用開始から12年目に入るわけでございますけど、各施設の経年劣化等が進み、部品交換とオーバーホール時期に来ており、その分の修繕費等が増えているものです。

その主なものでは、11節。需用費1,675万7,000円と、この中で修繕料1,442万1,000円となっております。この中身につきましては、中継ポンプ場の破砕機修繕、この分は、水に溶けない下水に流れてくるごみを小さくプレスしまして、ポンプが詰まらないようにする機械でありますけど、その分がカッターの交換ということで、大幅な修繕費となっております。そのほかにマンホールポンプ場4台のオーバーホール、あるいは中継ポンプ場オーバーホール等の経費でございます。

次ページをお願いいたします。



1 款、1 項、3 目. 処理場管理費でございます。4,704万1,000円となっております。前年度より339万1,000円減額となっております。中央浄化センターの維持管理費となっております。これも同じくもう12年を迎え、年中稼働する、機械設備、施設等の摩耗、故障等が多くなっており、その分の修繕費が増えています。

11節. 需用費、1,610万4,000円、この中で、修繕料です。500万円を計上させていただいております。内容としましては、砂ろ過等ストレーナーの点検整備、汚水ポンプのオーバーホール等の費用となっております。

それから、13節. 委託料、3,058万3,000円、この中で一番費用が大きいのが、浄化センター維持管理業務委託料となっております。民間の専門業者に委託を行っているものでございます。

それから、汚泥処理業務委託料を計上しておりますけど、27年度から汚泥の処理につきましては、これまで汚泥処分を、堆肥処理にしていたわけなんですけど、その処理業者が今年度4月からできないということで、焼却処分ということで、そのような業務の取り扱いの変更を予定しております。

次ページをお願いいたします。

2 款、1 項、1 目. 管渠管理、管渠建設費でございます。本年度予算額1億1,155万2,000円となっております。前年度より7,510万5,000円、40.2%の減となっております。この分につきましては、下水道施設管理業務の職員の人件費をはじめ、整備事業費の計上となっております。主なものとしては、13節. 委託料でございます。993万円計上させていただいております。この実施設計業務の委託料等を計上しておりますが、この中には、マンホールポンプ場の実施設計管理等業務、あるいは今回、下水道の事業見直しに係る汚水処理構想整備委託、そういった分の業務委託等も、この中に計上させていただいております。

それから、15節. 工事請負費7,860万円。汚水管渠布設工事費となっております。昨年度に引き続き、稗木場地区の整備を計画しております。窯業試験場の周辺を整備するように計画しております。関係戸数では、約30軒、事業量にして、下水管の650メートルの事業量となっております。

そのほかに、主な今年度の、27年度の新たな分として、単独事業で水蓮寺、野々川の水蓮寺湖があるわけなんですけど、これまで下水道事業の工事の中の残土処分場として利用されていたわけなんですけど、そこがもう満杯といいますか、なりまして、その分を整地して、

関係周囲の山林等に影響がないように整備をするということで、その分の予算も計上させていただきます。

21ページをお願いいたします。

3款、1項、1目。元金、本年度予算額1億1,069万5,000円となっております。前年度より508万円の増となっております。2目。利子でございます。5,393万円となっております。前年度より101万9,000円の減となっております。

それから、次ページにつきましては、給与明細書を掲載しております。特別職1名ということで、徴収嘱託員分を1名、1万円計上させていただきます。

次ページ、23ページです。それから28ページまで、職員6名分の給与明細書等を計上させていただきます。

29ページをお願いいたします。

地方債の残高及び見込みに関する調書でございます。27年度の末、現在高見込みということですね。27億5,207万4,000円となっております。

地方債、債務負担行為につきましては、ここに計上しているとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（川田保則君）

商工振興課長。

#### ○商工振興課長（前川芳徳君）

議案第6号について御説明を申し上げます。

平成27年度波佐見町の町営工業団地整備事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,560万円といたします。

一時借入金金の借入れの最高額は6,500万円といたします。

ページをめくっていただきまして、歳入歳出予算別事項別明細の歳入、7ページでございます。

2款、2項、1目。不動産売り払い収入、本年度予算6,500万円を予定いたしております。工業団地の残地が、あと約1.5ヘクタールございますが、うち5,000平方メートルの売却を見込んで、6,500万円を計上いたしております。

次、8ページでございます。

8ページにつきましては、事務的経費の不足分について、一般会計からの繰入金59万

8,000円を予定しております。

次、歳出でございます。歳出、10ページでございます。

10ページの一般管理費につきましては、土地の分譲に係る事務的経費について、それぞれの節において計上をさせていただいております。60万円計上させていただいております。

11ページでございます。

3款、1項、公債費、元金6,257万4,000円、これは定期償還分が約3,970万ほどございます。あと差額につきましては、繰上償還ということで処理させていただきたいと思っております。

利息につきましては、242万6,000円でございます。これは9月と3月の定期償還分でございます。

以上が、町営工業団地整備事業特別会計予算に係るものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

水道課長。

**○水道課長（澤田義満君）**

議案第7号 平成27年度波佐見町上水道事業会計予算について御説明いたします。

第1条、平成27年度波佐見町上水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。

給水件数5,760件、年間給水量126万立方メートル、1日平均給水量3,452立方メートルと計画しております。

平成26年度の水道料金の収入状況、あるいは有取水量等、実績を見ましても、節水意識の向上あるいは節水器具等の普及、あるいは少子高齢化等もありまして、水道使用料が伸びていない状況でありまして、ほぼ前年度並みと業務予定量を見込んでおります。

主要事業の内容でございますけど、浄水施設整備事業1,400万円、配水施設整備事業6,100万円を予定しております。

次ページをお願いします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。

収入、第1款、水道事業収益2億8,556万2,000円となっております。

支出でございます。

第1款. 水道事業費用、2億6,817万1,000円となっております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

資本的収入額が、資本的支出に対し不足する額1億1,181万9,000円は、過年度分損益勘定流用資金で補填するものとするものでございます。

収入でございます。

第1款. 資本的収入3,650万円、資本的支出1億4,831万9,000円となっております。

第5条、次にかける経費について、その経費をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。職員給与費となっております。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、排水施設整備事業、限度額3,500万円、起債の方法及び償還の方法につきましては、ここに掲載しているとおりでございます。

第7条、棚卸資産の購入限度額は500万円と定めるものがございます。

8ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。職員の数でございますけど、特別職員1名、この分は嘱託、徴収嘱託員の1名でございます。一般職が7名で、トータル合計の人件費は4,699万5,000円となっております。

その他、人件費の明細につきまして、13ページまで掲載をしていますので、ごらんいただきたいと思っております。

15ページをごらんいただきたいと思っております。14ページから15ですね。

今回の27年度予算編成に当たりまして、平成26年度波佐見町上水道事業予定損益計算書、また、同じく平成26年度並びに27年度予定貸借対照表をここに掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次、飛ばします。21ページをお願いいたします。

予算の内容につきまして、予算説明資料により説明させていただきます。

収益的収入及び支出でございます。

収入、1款、1項、1目。給水収益、本年度予定額2億7,180万円となっております。前年度より30万円減額で、前年度、先ほど申しましたように、26年度の決算を見込み、計上させていただきます。

3目. その他の営業収益、今年度予定額168万1,000円を予定しております。前年度と比較しますと、162万円の減額となっているわけでございますけど、この分は加入金108万円等を計上させていただいておりますけど、これまでアパート建設等がされておりました、加入金等が多かったわけでございますけど、その傾向が一応おさまったため、この加入金を予算計上とさせていただいております。

次ページ、営業外収益でございます。

3目の長期前受金戻入ということで、1,079万7,000円計上させていただいております。この部分につきましては、今年度の減額、償却に見合う分の収益を計上させていただいております、過去に補助金等で、負担金等で建設しました施設の分の償却分ですね。この分を収益にすることで、損益をなくすということで、そういった処理でここに計上するようになっております。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。1款、1項、1目. 原水及び浄水費、本年度予定額5,536万6,000円となっております。前年度と比較しますと910万9,000円、大幅な増額となっております。この分の費用につきましては、水源から上水道へ、原水を取水しまして浄化するまでの経費ということとなっておりますが、その中で特にその処理費用が現在は増えているということで、27年度の予算が増えています。

この委託料の1,910万1,000円計上しておりますけど、前年度より174万2,000円増額となっております。近年の原水の水質悪化に伴いまして、ろ過池の管理が大幅に増えている状況でございます。

それから、手数料ですね。この分につきましては、50万9,000円計上させていただいております。2行目に、水道用水取水使用手数料ということで、37万5,000円です。水源の確保のために、4地区の水利組合に対し手数料を支払っております。その分の算定とさせていただいております。

それから、次ページの修繕費ですが、500万円、前年度より190万円増額となっております。この分につきましては、例年の修繕に加えまして、ここに節に上げております、調整室の塗装とか、バッテリー触媒とか、修繕等、修繕費がこの分が増えるため、予算の増額となっております。

それから、材料費でございます。1,094万9,000円、前年度より527万3,000円増えている状

況です。先ほども言いましたように、ろ過池の閉塞等を防ぐために、定期的なろ過砂の入れ替え等を行っているわけですが、その分です。ろ過砂が、その分がかなり増えております。

次ページをお願いいたします。

2目．配水及び給水費についてでございます。この分につきましては、本年度予定額1,356万2,000円となっております。前年度より110万1,000円の減額となっております。この中で、委託料300万2,000円、その中で漏水調査業務、漏水箇所発見ですね、この分に162万円、量水器取り替え業務68万4,000円ということで、8年ごとの計量法に基づく更新を行うようにしております。

それから、次ページでございます。

4目．総係、水道業務にかかる人件費及び事務費全般の予算を計上させていただいております。

次ページをお願いいたします。

この中で通信運搬費があるわけなんですけど、168万9,000円、NTT回線使用料ということで、浄水場、配水池の水位状況を電話回線で把握するというので、84万4,000円計上させていただいています。

それから、委託料です。495万6,000円ですが、検針業務委託料ということですね。487万1,000円、6人の検針分を計上させていただいております。

次ページをお願いいたします。29ページですね。

2項．営業外費用、1目．支払い利息及び企業債取り扱い諸費、本年度予定額2,238万2,000円となっております。前年度より100万2,000円減額となっております。

それから、次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入、資本的収入です。2項、1目．企業債でございます。本年度予定額3,500万円、前年度より500万円増となっております。例年よりも建設改良事業費が増額するというので、500万円の増額をしております。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。

1款、1項、2目．建設改良費、本年度予定額8,624万4,000円となっております。前年度より624万4,000円の増額で、この分で委託料として1,124万4,000円計上させていただいております。

この分につきましては、ここに上げていますように、湯無田浄水場、前処理施設設計業務ということで上げていただいておりますが、近年の、先ほど申しましたように、水源の水質悪化ということで、川からの取水とか、あるいは野々川ダムの放流水あたりが、本町の水源の中心になっているわけなんですけど、その分が、こういう温暖化の状況とかで、気候関係等で水質が悪化をしているということで、この分をどうにか前処理において、緩速ろ過の負担を避けようということで、視察も2カ所等行いまして、現在その計画検討をしているところでございまして、27年度に、そのための調査設計費を計上させていただいております。

それから、工事請負費ですけど、7,500万円ということで、上水道、浄水施設整備事業、配水管布設整備事業、通常の老朽管布設替、あるいは町道の改良、こういうふうな布設替ということで、この分の予算を計上させていただいております。

それから、2項、1目、企業債の償還金でございます。本年度予定額で5,507万5,000円、前年度と比較比283万7,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第8号 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計予算について説明いたします。

第1条、平成27年度波佐見町工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。給水事業者数、1社、長崎キャノンでございます。年間給水量14万6,000立方メートル、1日平均給水量400立方メートル、この分が責任水量となっております。

工業用水事業につきましては、供用開始から3年目に当たりまして、工業用水を安定的に供給するための維持管理費予算が主なものとなっております。

業務予定量につきましては、前年度と変わらずとなっております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入、第1款、工業用水道事業収益、1,889万5,000円、支出、第1款、工業用水道事業費用、1,464万3,000円となっております。

次ページをお願いいたします。

第4条、資本的支出の予定額は次のとおり定める。

資本的支出額108万円の財源は、去年度分損益勘定留保資金に充てるものとする。

支出です。第1款、資本的支出費108万円となっております。

それから、第5条、事業運営のための一般会計からのこの会計に補助を受ける金額は、

1,000万円と定めるものでございます。

一応、この調整に当たりましても、先ほど貸借対照表を、損益計算書のほうですね、調整をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

13ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入、1款、1項、1目。給水収益、本年度予定額898万2,000円となっております。この料金の内訳でございますけど、1立方当たり57円ですね。この分の1日400立方メートルの1年分ということですね。この分の消費税入りということで、計上させていただいております。

それから、2項、1目。他会計補助金でございます。本年度予定額1,000万円、昨年と同額ですね。この分は、一般会計の減価償却相当分の補助金を受けるように、計上させていただいております。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。1款、1項、1目。原水及び上水費でございます。本年度予定額156万7,000円、前年度比11万3,000円増となっております。支出の内容につきましては、ほぼ前年度並みで計上させていただいております。

次ページをお願いいたします。15ページですね。

減価償却費、本年度金額777万6,000円、前年度より224万4,000円減額になっておりますけど、この分の計上につきましては、当初は、この施設がなかったために、償却費が計算はできないということで、見込みで25年度、26年度計上させておりましたけど、実際に26年度から償却資産として登録して計算をしましたところ、このような償却費となっております。減額となっております。

次ページをお願いいたします。

1目。支払い利息及び企業債取り扱い諸費でございます。本年度予定額388万1,000円、この分は企業債の支払い利息ということになっております。

それから、資本的支出の分でございますけど、1目。建設改良費ですね。この分につきましては108万円、前年度並み、同額としておりますけど、緊急の場合の工事費を担保するというので、上げさせていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。



○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第2号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から、議案第8号 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの7件については、予算特別委員会に付託し、審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第8号までの7件は、予算特別委員会に付託して、審査することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立願います。どうもお疲れでございました。

午後4時42分 散会